

## 株式交換に係る事前開示書類

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に基づく開示事項)

2024 年 2 月 16 日

三菱電機株式会社

2024年2月16日

株式交換に係る事前開示書類  
(会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に基づく開示事項)

東京都千代田区丸の内二丁目7番3号  
三菱電機株式会社  
代表執行役 漆間 啓

三菱電機株式会社(以下「甲」といいます。)及び株式会社北弘電社(以下「乙」といいます。)は、2024年1月9日付で株式交換契約書を締結し、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社、効力発生日を2024年4月15日とする株式交換(以下「本株式交換」といいます。)を行うことにいたしました。

本株式交換に関する会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

1. 株式交換契約の内容(会社法第794条第1項)

別紙1に記載のとおりです。

2. 交換対価についての定め相当性に関する事項(会社法施行規則第193条第1号)

別紙2に記載のとおりです。

3. 株式交換に係る新株予約権の定め相当性に関する事項(会社法施行規則第193条第2号)

該当事項はありません。

4. 株式交換完全子会社についての次に掲げる事項(会社法施行規則第193条第3号)

(1) 株式交換完全子会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容(会社法施行規則第193条第3号イ)

別紙3に記載のとおりです。

(2) 株式交換完全子会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容(同号ロ)

該当事項はありません。

(3) 株式交換完全子会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容(同号ハ)

① 株式交換契約の締結

乙は、2024年1月9日の取締役会において、甲との間で株式交換契約を締結することを決議し、同日付で株式交換契約を締結しました。株式交換契約の概要は、上記1.「株式交換契約の内容」に記載のとおりです。

② 自己株式の消却

乙は、本株式交換効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時の直前の時点において保有する自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に定める反対株式の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含みません。）の全てを、基準時の直前の時点において消却する予定です。

③ 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分

乙は、2024年1月9日の取締役会において、(i) 2024年3月29日（予定）を効力発生日として、資本金の額840,687,000円を740,687,000円減少して100,000,000円とし、減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振り替える旨、(ii) 2024年3月29日（予定）を効力発生日として、資本準備金の額687,087,000円を全額減少して0円とし、減少する資本準備金の額の全額をその他資本剰余金に振り替える旨、及び(iii) (i)及び(ii)の資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、その他資本剰余金の額1,427,795,150円の全額を繰越利益剰余金に振り替えることで、欠損填補に充当する旨の議案を2024年3月4日開催予定の臨時株主総会に付議することを決定いたしました。

5. 株式交換完全親会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第193条第4号イ）

・ 株式交換契約の締結

甲は、2024年1月9日付の執行役会議において、乙との間で株式交換契約を締結することを決議し、同日付で株式交換契約を締結しました。株式交換契約の概要は、上記1.「株式交換契約の内容」に記載のとおりです。

6. 株式交換が効力を生ずる日以後における株式交換完全親会社の債務（会社法第799条第1項の規定により株式交換について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第193条第5号）

会社法第799条第1項の規定により株式交換について異議を述べることができる債権者は存しないため、該当事項はありません。

以 上

別紙 1 (株式交換契約書)

(添付のとおり)

## 株式交換契約書

三菱電機株式会社（以下「甲」という。）及び株式会社北弘電社（以下「乙」という。）は、2024年1月9日（以下「本契約締結日」という。）、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第1条（株式交換の方法）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行う。

### 第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

- (1) 甲：株式交換完全親会社  
（商号）三菱電機株式会社  
（住所）東京都千代田区丸の内二丁目7番3号
- (2) 乙：株式交換完全子会社  
（商号）株式会社北弘電社  
（住所）札幌市中央区北十一条西二十三丁目2番10号

### 第3条（本株式交換に際して交付する金銭等及びその割当てに関する事項）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換がその効力を生ずる時点の直前時における乙の株主（但し、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対し、その保有する乙の株式の総数に0.260を乗じて得られる数の甲の株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対し、その保有する乙の株式1株につき甲の株式0.260株の割合をもって、甲の株式を割り当てる。
3. 甲が前二項に従って本割当対象株主に対して交付する甲の株式の数に1株に満たない端数が生じた場合、会社法第234条その他関係法令の規定に従い処理する。

### 第4条（甲の資本金及び準備金に関する事項）

本株式交換により、甲の資本金及び準備金の額は増加しない。

### 第5条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2024年4月15日とする。但し、本株式交換の手續の進行上の必要性その他の事由により必要があると認めるときは、甲及び乙が協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

#### 第6条（株主総会決議）

1. 甲は、会社法第796条第2項本文の規定により、本契約に関する同法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を得ることなく本株式交換を行う。但し、同法第796条第3項の規定により、本株式交換に関して甲の株主総会による本契約の承認を得ることが必要となった場合には、甲は、効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する甲の株主総会決議を求める。
2. 乙は、効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する乙の株主総会決議を求める。

#### 第7条（自己株式の処理）

乙は、本株式交換がその効力を生ずる時点の直前時において保有する自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得するものを含む。）の全部を、効力発生日の前日までに開催する乙の取締役会決議により、本株式交換がその効力を生ずる時点の直前時をもって消却する。

#### 第8条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日までの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもってその業務の執行並びに財産の管理及び運営を行うとともに、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある事項（乙による剰余金の配当を含む。）については、事前に相手方と協議し合意の上、これを行う。

#### 第9条（本株式交換の条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日から効力発生日までの間に、甲若しくは乙の財産若しくは経営状態に重大な変更が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合、又はその他本株式交換の目的の達成が困難となった場合は、甲及び乙は、協議し合意の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

#### 第10条（本株式交換の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに、第6条に定める甲若しくは乙の株主総会の決議による承認を得られなかったとき、本株式交換の実行に際して効力発生前に法令上必要となる関係官庁等の承認等が得られなかったとき（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に基づき甲又は本割当対象株主によって本株式交換に関して行われる届出に係る待機期間が本効力発生日の前日までに終了しないとき及び公正取引委員会により排除措置命令等本株式交換を妨げる措置又は手続がとられたときを含

む。)、又は前条に基づき本契約が解除されたときは、その効力を失うものとする。

#### 第 11 条 (準拠法及び管轄裁判所)

1. 本契約は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈される。
2. 本契約に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### 第 12 条 (協議事項)

本契約に定める事項のほか、本株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議し合意の上、これを定める。

(以下余白)

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

2024年1月9日

甲： 東京都千代田区丸の内二丁目7番3号  
三菱電機株式会社  
代表執行役 漆間 啓





本契約締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

2024年1月9日

乙： 札幌市中央区北十一条西二十三丁目2番10号  
株式会社北弘電社  
代表取締役 高橋龍夫





別紙2（交換対価についての定め相当性に関する事項）

当社は、本株式交換に関して、会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関して、次のように判断しております。

1. 本株式交換に係る割当ての内容

会社名	三菱電機 (株式交換完全親会社)	北弘電社 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る株式の割当比率	1	0.260
本株式交換により交付する株式数	三菱電機の普通株式：118,834株（予定）	

(注1) 株式の割当比率

北弘電社株式1株に対して、三菱電機の普通株式（以下「三菱電機株式」）0.260株を割当交付いたします。ただし、三菱電機が保有する北弘電社株式（2024年1月9日現在173,600株）については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、上記株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議し合意の上、変更することがあります。

(注2) 本株式交換により交付する三菱電機株式数

三菱電機は、本株式交換に際して、本株式交換により三菱電機が北弘電社株式（三菱電機が保有する北弘電社株式を除く）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」）の北弘電社の株主の皆様（三菱電機を除く）に対し、その保有する北弘電社株式に代わり、本株式交換に用いられる上記の本株式交換に係る株式の割当比率（以下「本株式交換比率」）に基づいて算出した数の三菱電機株式を交付します。なお、北弘電社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する北弘電社の取締役会決議により、北弘電社が保有する自己株式及び基準時まで北弘電社が保有することとなる自己株式（本株式交換に関して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含む）の全部を、基準時をもって消却する予定です。本株式交換により三菱電機が交付する株式数は、北弘電社の自己株式の取得・消却等により今後変更される可能性があります。

また、本株式交換により交付する三菱電機株式は、全て三菱電機の保有する自己株式を充当する予定であり、三菱電機が新たに株式を発行する予定はありません。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、三菱電機の単元未満株式を保有することとなる株主の皆様については、三菱電機株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。

① 単元未満株式の買増制度（100株への買増し）

会社法第194条第1項の規定に基づき、三菱電機の単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式の数と併せて1単位となる数の株式を三菱電機から買増することができる制度です。

② 単元未満株式の買取制度（単元未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、三菱電機の単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式を買い取ることを三菱電機に対して請求することができる制度です。

(注4) 1株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、三菱電機株式1株に満たない端数の割当てを受けることとなる北弘電社の株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、その端数の合計数（合計数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。）に相当する数の三菱電機株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主の皆様にお支払いいたします。

## 2. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

### (1) 割当ての内容の根拠及び理由

三菱電機及び北弘電社は、本株式交換比率の算定に当たって公正性・妥当性を確保するため、それぞれ別個に、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、三菱電機は、2022年9月下旬頃に大和証券株式会社（以下「大和証券」）を、北弘電社は、2022年11月中旬頃に株式会社AGSコンサルティング（以下「AGS」）を、それぞれのファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関に選定いたしました。加えて、北弘電社は、本特別委員会（以下で定義します）の指名により、2023年12月中旬頃に株式会社プルータス・コンサルティング（以下「プルータス」）を、追加の第三者算定機関として選定いたしました。

三菱電機においては、下記(4)「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、三菱電機のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である大和証券から2024年1月5日付で受領した株式交換比率算定書及び財務的見地からの助言、リーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所からの助言、三菱電機が北弘電社に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえ、三菱電機及び北弘電社の財務状況・資産状況・将来の見通し等の要素を総合的に勘案した上で、両社間で交渉・協議を重ねた結果、本株式交換比率は妥当であり、三菱電機の株主の利益を損なうものではないとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断しました。

他方、北弘電社においては、本株式交換比率は下記(2)②「算定の概要」及び下記(4)「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、北弘電社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるAGSから受領した株式交換比率算定書、本特別委員会の指名により選定した独立した第三者算定機関であるプルータスから受領した株式交換比率算定書及び本株式交換比率が財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書（以下「本フェアネス・オピニオン」）、リーガル・アドバイザーである日比谷中田法律事務所からの助言、北弘電社が三菱電機に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果、三菱電機との間で利害関係を有しない独立した委員から構成される特別委員会（以下「本特別委員会」）からの指示、助言及び答申書等を踏まえて、慎重に協議・検討いたしました。その結果、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当なものであり、北弘電社の株主の利益を損なうものではないとの判断に至りました。なお、本株式交換の交換対価は、直近の北弘電社の市場株価からディスカウントとなるものの、仮に本株式交換が行われない場合には上場廃止及び経営破綻に至ることが現実的に想定される状況にあって単独での上場維持及び事業の存続が困難であること及びマーケット・チェックの結果としても少数株主にとってより有利な条件を提示することが可能な候補先がない状況にあること、並びに類似の状況における同種事案におけるディスカウント比率も踏まえると、本株式交換の交換対価は適正であるものと判断しております。

そのため、三菱電機及び北弘電社は、本株式交換比率により本株式交換を行うことにつき、2024年1月9日に開催された三菱電機の執行役会議及び北弘電社の取締役会の決議に基づき、両社間で本株式交換契約を締結しました。

なお、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議の上、変更することがあります。

## (2) 算定に関する事項

### ① 算定機関の名称及び上場会社との関係

三菱電機の第三者算定機関である大和証券及び北弘電社の第三者算定機関であるAGS及びプルータスはいずれも、三菱電機及び北弘電社からは独立した算定機関であり、三菱電機及び北弘電社の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

また、本特別委員会は、AGS及びプルータスにつき独立性に問題がないことを確認した上で、北弘電社の第三者算定機関として承認しています。

なお、本株式交換に係るAGS及びプルータスに対する報酬は、本株式交換の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本株式交換の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれておりません。

### ② 算定の概要

大和証券は、三菱電機については、同社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法(算定基準日である2024年1月5日を基準日として、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」)プライム市場における三菱電機株式の2023年7月6日から算定基準日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値、2023年10月6日から算定基準日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値、2023年12月6日から算定基準日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値及び基準日終値を基に分析)を採用して算定を行いました。

北弘電社については、同社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法(算定基準日である2024年1月5日を基準日として、札幌証券取引所における北弘電社株式の2023年7月6日から算定基準日までの直近6ヶ月間の出来高がついた日の終値平均値、2023年10月6日から算定基準日までの直近3ヶ月間の出来高がついた日の終値平均値、2023年12月6日から算定基準日までの直近1ヶ月間の出来高がついた日の終値平均値及び基準日終値を基に分析しております。)を、また将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を、それぞれ採用して算定を行いました。

DCF法においては、北弘電社が作成した2024年3月期から2027年3月期の事業計画に基づく将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値や株式価値を評価しております。割引率は7.08%~7.91%としています。継続価値の算定に当たっては永久成長率法を採用し、永久成長率は0.00%~0.50%としております。

各評価手法による三菱電機株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の北弘電社株式の株式交換比率の算定レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法		株式交換比率の算定レンジ
三菱電機	北弘電社	
市場株価平均法	市場株価平均法	0.644 ~ 0.682
	DCF法	0.098 ~ 0.745

大和証券は、上記株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた資料及び情報、一般に公開された情報を原則としてそのまま使用し、分析及び検討の対象とした全ての資料及び情報が正確かつ完全であることを前提としており、これらの資料及び情報の正確性又は完全性に関し独自の検証を行っておらず、またそ

の義務を負うものではありません。大和証券は、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実で大和証券に対して未開示の事実はないこと等を前提としております。三菱電機及び北弘電社並びにそれらの関係会社の全ての資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含み、これらに限られない）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、また第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。大和証券は、提供された両社の財務予測その他将来に関する情報が、北弘電社の経営陣による現時点において可能な最善の予測と判断に基づき、合理的に確認、検討又は作成されていることを前提としており、北弘電社の同意を得て、独自に検証することなくこれらの情報に依拠しております。大和証券の算定は、2024年1月5日現在における金融、経済、市場その他の状況を前提としております。

なお、大和証券が提出した株式交換比率の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の公平性について意見を表明するものではありません。

大和証券がDCF法による算定の前提とした北弘電社の事業計画において、大幅な増減益が見込まれる事業年度が含まれています。具体的には、2024年3月期においては、高山案件の発注者への引渡し完了し、2022年3月期及び2023年3月期に計上されていた高山案件の大幅な工事コストの増加による売上原価が計上されないことで、増益が見込まれております。また、本株式交換の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、上場維持コストの削減を除き、現時点において収益に与える影響を具体的に見積もることが困難であるため、DCF法による算定の前提とした財務予測には反映しておりませんが、本株式交換の実行により実現することが期待される金融支援の影響を反映し、北弘電社の事業が継続することを前提としていることから、当該財務予測は本株式交換の実行を前提としております。なお、本株式交換の実行を前提としない場合の財務予測においては、計画期間中に事業の継続が困難になる状況が想定されることから、DCF法による算定の前提とした財務予測として採用しておりません。

なお、大和証券がDCF法による算定の前提とした北弘電社の事業計画に、2024年3月29日を効力発生日とする資本金及び資本準備金の額の減少による税負担の軽減効果は織り込まれております。

他方、AGSは、三菱電機については、同社の株式が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法を用いて算定を行いました。また、北弘電社については、同社の株式が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を、それぞれ採用して算定を行いました。

各評価方法による三菱電機株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の北弘電社株式の株式交換比率の算定レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法		株式交換比率の算定レンジ
三菱電機	北弘電社	
市場株価法	市場株価法	0.644 ～ 0.682
	DCF法	0.000 ～ 0.529

市場株価法においては、三菱電機については、2024年1月5日を算定基準日として、東京証券取引所プライム市場における三菱電機株式の2023年7月6日から算定基準日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値、2023年10月6日から算定基準日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値、2023年12月6日から算定基準日

までの直近1ヶ月間の終値単純平均値及び基準日終値を採用しております。また、北弘電社については、2024年1月5日を算定基準日として、札幌証券取引所における北弘電社株式の2023年7月6日から算定基準日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値、2023年10月6日から算定基準日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値、2023年12月6日から算定基準日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値及び基準日終値を採用しております。

DCF法においては、北弘電社が作成した2024年3月期から2027年3月期の事業計画に基づく将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値や株式価値を評価しております。割引率は5.89%~6.89%としています。継続価値の算定に当たっては永久成長率法を採用し、永久成長率は0%としております。

AGSは、上記株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた資料及び情報、一般に公開された情報を原則としてそのまま使用し、分析及び検討の対象とした全ての資料及び情報が正確かつ完全であることを前提としており、これらの資料及び情報の正確性又は完全性に関し独自の検証を行っておらず、またその義務を負うものではありません。AGSは、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でAGSに対して未開示の事実はないこと等を前提としております。三菱電機及び北弘電社並びにそれらの関係会社の全ての資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含み、これらに限られない）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、また第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。AGSは、提供された両社の財務予測その他将来に関する情報が、北弘電社の経営陣による現時点において可能な最善の予測と判断に基づき、合理的に確認、検討又は作成されていることを前提としており、北弘電社の同意を得て、独自に検証することなくこれらの情報に依拠しております。AGSの算定は、2024年1月5日現在における金融、経済、市場その他の状況を前提としております。

なお、AGSが提出した株式交換比率の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の公平性について意見を表明するものではありません。

AGSがDCF法による算定の前提とした北弘電社の事業計画において、大幅な増減益が見込まれる事業年度が含まれています。具体的には、2024年3月期においては、高山案件の発注者への引渡し完了し、2022年3月期及び2023年3月期に計上されていた高山案件の大幅な工事コストの増加による売上原価が計上されないことで、増益が見込まれております。また、本株式交換の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、上場維持コストの削減を除き、現時点において収益に与える影響を具体的に見積もることが困難であるため、DCF法による算定の前提とした財務予測には反映しておりませんが、本株式交換の実行により実現することが期待される金融支援の影響を反映し、北弘電社の事業が継続することを前提としていることから、当該財務予測は本株式交換の実行を前提としております。なお、本株式交換の実行を前提としない場合の財務予測においては、計画期間中に事業の継続が困難になる状況が想定されることから、DCF法による算定の前提とした財務予測として採用しておりません。

なお、AGSがDCF法による算定の前提とした北弘電社の事業計画に、2024年3月29日を効力発生日とする資本金及び資本準備金の額の減少による税負担の軽減効果は織り込まれております。

他方、プルータスは、三菱電機については、同社の株式が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法を用いて算定を行いました。また、北弘電社については、同社の株式が金融商品取引所に上場しており、

市場株価が存在することから、市場株価法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するため DCF 法を、それぞれ採用して算定を行いました。

各評価方法による三菱電機株式の 1 株当たりの株式価値を 1 とした場合の北弘電社株式の株式交換比率の算定レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法		株式交換比率の算定レンジ
三菱電機	北弘電社	
市場株価法	市場株価法	0.644 ～ 0.682
	DCF 法	0.000 ～ 0.369

市場株価法においては、三菱電機については、2024 年 1 月 5 日を算定基準日として、東京証券取引所プライム市場における三菱電機株式の 2023 年 7 月 6 日から算定基準日までの直近 6 ヶ月間の終値単純平均値、2023 年 10 月 6 日から算定基準日までの直近 3 ヶ月間の終値単純平均値、2023 年 12 月 6 日から算定基準日までの直近 1 ヶ月間の終値単純平均値及び基準日終値を採用しております。また、北弘電社については、2024 年 1 月 5 日を算定基準日として、札幌証券取引所における北弘電社株式の 2023 年 7 月 6 日から算定基準日までの直近 6 ヶ月間の終値単純平均値、2023 年 10 月 6 日から算定基準日までの直近 3 ヶ月間の終値単純平均値、2023 年 12 月 6 日から算定基準日までの直近 1 ヶ月間の終値単純平均値及び基準日終値を採用しております。

DCF 法においては、北弘電社が作成した 2024 年 3 月期から 2027 年 3 月期の事業計画に基づく将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値や株式価値を評価しております。割引率は 6.033%～7.704%としています。継続価値の算定に当たっては永久成長率法を採用し、永久成長率は 0%としております。

なお、プルータスが DCF 法による算定の前提とした北弘電社の事業計画において、大幅な増減益が見込まれる事業年度が含まれています。具体的には、2024 年 3 月期においては、高山案件の発注者への引渡し完了し、2022 年 3 月期及び 2023 年 3 月期に計上されていた高山案件の大幅な工事コストの増加による売上原価が計上されないことで、増益が見込まれております。また、本株式交換の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、上場維持コストの削減を除き、現時点において収益に与える影響を具体的に見積もることが困難であるため、DCF 法による算定の前提とした財務予測には反映していませんが、本株式交換の実行により実現することが期待される金融支援の影響を反映し、北弘電社の事業が継続することを前提としていることから、当該財務予測は本株式交換の実行を前提としております。なお、本株式交換の実行を前提としない場合の財務予測においては、計画期間中に事業の継続が困難になる状況が想定されることから、DCF 法による算定の前提とした財務予測として採用していません。

なお、プルータスが DCF 法による算定の前提とした北弘電社の事業計画に、2024 年 3 月 29 日を効力発生日とする資本金及び資本準備金の額の減少による税負担の軽減効果は織り込まれております。

また、北弘電社は、2024 年 1 月 5 日、プルータスから、本フェアネス・オピニオンを取得しております。本フェアネス・オピニオンは、北弘電社が作成した事業計画及び両者の市場株価に基づく株式交換比率の算定の結果等に照らして、両者で合意された株式交換比率が、北弘電社の少数株主にとって財務的見地から公正であることを意見表明するものです。なお、本フェアネス・オピニオンは、プルータスが北弘電社から北弘電社の事業の現状、将来の事業計画等の開示を受け



るとともに、それらに関する説明を受けた上で実施した株式交換比率の算定の結果に加えて、本株式交換の概要、背景及び目的に係る両者への質疑応答、プルータスが必要と認めた範囲内での両者の事業環境、経済、市場及び金融情勢等についての検討並びにプルータスにおけるエンゲージメントチームとは独立した審査会におけるレビュー手続を経て発行されております。

(注1) プルータスは、本フェアネス・オピニオンの作成及び提出並びにその基礎となる上記株式交換比率の算定を行うに際して、北弘電社から提供を受けた基礎資料及び一般に公開されている資料、並びに両者から聴取した情報が正確かつ完全であること、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でプルータスに対して未開示の事実はないことを前提としてこれらに依拠しており、上記の手続を除く調査、検証を実施しておらず、その調査、検証を実施する義務も負っておりません。

また、プルータスは、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、両者及び三菱電機の関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）に関して独自の評価又は鑑定を行っておらず、両者及び三菱電機の関係会社からはこれらに関していかなる評価書や鑑定書の提出も受けておりません。また、プルータスは、倒産、支払停止又はそれに類似する事項に関する適用法令の下での両者及び三菱電機の関係会社の信用力についての評価も行っておりません。

プルータスが、本フェアネス・オピニオンの基礎資料として用いた北弘電社の事業計画その他の資料は、北弘電社の経営陣により当該資料の作成時点における最善の予測と判断に基づき合理的に作成されていることを前提としており、プルータスはその実現可能性を保証するものではなく、これらの作成の前提となった分析若しくは予測又はこれらの根拠となった前提条件については、何ら見解を表明しておりません。

プルータスは、本株式交換契約が適法かつ有効に作成及び締結され、北弘電社の株主総会で承認されること、本株式交換が本株式交換契約に記載された条件に従って適法かつ有効に実行されること、並びに本株式交換契約に記載された重要な条件又は合意事項の放棄、修正又は変更なく、本株式交換が本株式交換契約の条件に従って完了することを前提としております。また、プルータスは、本株式交換が適法かつ有効に実施されること、本株式交換の税務上の効果が両者の想定と相違ないこと、本株式交換の実行に必要な全ての政府、規制当局その他の者の同意又は許認可が、本株式交換によりもたらされると期待される利益を何ら損なうことなく取得されることを前提としており、これらについて独自の調査を行う義務を負うものではありません。プルータスは、本株式交換の実行に関する北弘電社の意思決定、あるいは本株式交換と他の戦略的選択肢の比較評価を検討することを北弘電社から依頼されておらず、また検討しておりません。プルータスは、会計、税務及び法律のいずれの専門家でもなく、本株式交換に関するいかなる事項の適法性及び有効性並びに会計及び税務上の処理の妥当性について独自に分析及び検討を行っておらず、それらの義務を負うものでもありません。プルータスは、北弘電社より提示された本株式交換にかかる税務上の想定される効果が実現することを前提としております。

本フェアネス・オピニオンは、両者で合意された本株式交換比率が北弘電社の少数株主にとって財務的見地から公正であるか否かについて、その作成日現在の金融及び資本市場、経済状況並びにその他の情勢を前提に、また、その作成日までにプルータスに供され又はプルータスが入手した情報に基づ

いて、その作成日時点における意見を述べたものであり、その後の状況の変化によりこれらの前提が変化しても、プルータスは本フェアネス・オピニオンの内容を修正、変更又は補足する義務を負いません。また、本フェアネス・オピニオンは、本フェアネス・オピニオンに明示的に記載された事項以外、又は本フェアネス・オピニオンの提出日以降に関して、何らの意見を推論させ、示唆するものではありません。本フェアネス・オピニオンは、本株式交換比率が北弘電社の少数株主にとって財務的見地から公正なものであることについて意見表明することとどまり、北弘電社の発行する有価証券の保有者、債権者その他の関係者に対し、いかなる意見を述べるものではなく、北弘電社の株主の皆さまに対して本株式交換に関するいかなる行動も推奨するものではありません。

また、本フェアネス・オピニオンは、本株式交換比率に関する北弘電社の取締役会及び本特別委員会の判断の基礎資料として使用することを目的としてプルータスから提供されたものであり、他のいかなる者もこれに依拠することはできません。

### (3) 上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換により、その効力発生日（2024年4月15日（予定））をもって、北弘電社は三菱電機の完全子会社となります。それに先立ち、北弘電社株式は、札幌証券取引所の上場廃止基準により、所定の手続を経て2024年4月11日付で上場廃止（最終売買日は2024年4月10日）となる予定です。上場廃止後は、北弘電社株式を札幌証券取引所において取引することができなくなりますが、本株式交換の効力発生日に北弘電社の株主の皆様は割り当てられる三菱電機株式は、東京証券取引所プライム市場に上場されているため、一部の株主の皆様においては単元未満株式の割当のみを受ける可能性があるものの、1単元以上の株式については引き続き金融商品取引所において取引が可能であり、引き続き株式の流動性を提供できるものと考えております。

他方、本株式交換により、三菱電機の単元未満株式を保有することとなる株主の皆様においては、金融商品取引所において当該単元未満株式を売却することはできませんが、三菱電機株式に関する単元未満株式の買取制度をご利用いただくことが可能です。また、三菱電機株式に関する単元未満株式の買増制度をご利用いただき、その保有する単元未満株式の数と合わせて1単元となる数の株式を三菱電機から買増することも可能です。かかる取扱いの概要については、上記1.（注3）「単元未満株式の取扱い」をご参照ください。また、本株式交換に伴い1株に満たない端数が生じた場合における端数の取扱いの詳細については、上記1.（注4）「1株に満たない端数の処理」をご参照ください。

なお、北弘電社の普通株主の皆様は、最終売買日である2024年4月10日（予定）までは、札幌証券取引所において、その保有する北弘電社株式を従来どおり取引することができるほか、会社法その他関係法令に定める適法な権利を行使することができます。

### (4) 公正性を担保するための措置

両社は、三菱電機が北弘電社の株式173,600株（2023年9月30日現在の発行済株式（自己株式を除く）の総数630,655株に占める割合（以下「所有割合」）にして27.53%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、所有割合の計算について同じ）を保有しており、北弘電社の筆頭株主であり主要株主であること、及び北弘電社において三菱電機の役職員を兼務する取締役及び三菱電機出身の取締役が存在することから、本株式交換の公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置を実施しております。

① 独立した第三者算定機関からの算定書

三菱電機は、三菱電機及び北弘電社から独立した第三者算定機関である大和証券を本株式交換の株式交換比率に係る算定機関として選定し、2024年1月5日付で、株式交換比率に関する算定書を取得しました。算定書の概要については、上記2.(2)「算定に関する事項」をご参照ください。

一方、北弘電社は、三菱電機及び北弘電社から独立した第三者算定機関であるAGS及びプルータスを本株式交換の株式交換比率に係る算定機関として選定し、2024年1月5日付で、株式交換比率に関する算定書をAGS及びプルータスそれぞれから取得しました。算定書の概要については、上記2.(2)「算定に関する事項」をご参照ください。

また、北弘電社は、三菱電機及び北弘電社から独立した第三者算定機関であるプルータスから、本フェアネス・オピニオンを取得しております。

② 独立した法律事務所からの助言

三菱電機は、本株式交換のリーガル・アドバイザーとして、森・濱田松本法律事務所を選定し、同事務所より、本株式交換の諸手続及び執行役会議の意思決定の方法・過程等について、法的助言を受けております。なお、森・濱田松本法律事務所は、三菱電機及び北弘電社から独立しており、三菱電機及び北弘電社との間に重要な利害関係を有しません。

一方、北弘電社は、本株式交換のリーガル・アドバイザーとして、日比谷中田法律事務所を選定し、同事務所より、本株式交換の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的助言を受けております。なお、日比谷中田法律事務所は、三菱電機及び北弘電社から独立しており、三菱電機及び北弘電社との間に重要な利害関係を有しません。

(5) 利益相反を回避するための措置

北弘電社は、三菱電機が北弘電社の株式173,600株(所有割合にして27.53%)を保有しており、三菱電機が北弘電社の筆頭株主であり主要株主であること、及び北弘電社において三菱電機の役職員を兼務する取締役及び三菱電機出身の取締役が存在することから、利益相反を回避するため、以下の措置を実施しております。

① 北弘電社における、利害関係を有しない特別委員会からの答申書の取得

北弘電社は、2022年12月13日に開催された取締役会における決議により、本株式交換に係る北弘電社の意思決定に慎重を期し、また、北弘電社取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、当該取締役会において本株式交換を行う旨の決定をすることが北弘電社の少数株主にとって不利益なものでないことを確認することを目的として、三菱電機と利害関係を有しておらず、北弘電社の社外取締役であり札幌証券取引所に独立役員として届け出ている廣部眞行氏(弁護士、廣部・八木法律事務所)並びに三菱電機及び北弘電社と利害関係を有しない外部の有識者であり公認会計士としての経験を通じて培った財務及び会計に関する知見を有する外部有識者である須田雅秋氏(公認会計士、須田公認会計士事務所)及び長年にわたり企業法務をはじめとした法律に関する職務を通じて培った専門家としての豊富な経験、知見を有する仁科秀隆氏(弁護士、中村・角田・松本法律事務所)の3名により構成される本特別委員会を設置しました。その上で、北弘電社は、同取締役会における決議により、本株式交換を検討するに当たって、本特別委員会に対し、(i)本株式交換の目的が合理的と認められるか(ひいては、本株式交換が全

体として北弘電社の企業価値向上に資するか)、(ii) 本株式交換の条件(交換比率を含む。)の公正性が確保されているか、(iii) 本株式交換の手続が公正であって、少数株主の利益への十分な配慮がなされているか、(iv) 本株式交換が少数株主にとって不利益でないと認められるか(以下(i)から(iv)を総称して「本諮問事項」)について諮問することを決定いたしました。また、北弘電社取締役会は、本特別委員会設置にあたり、本株式交換の是非等を検討する北弘電社取締役会においては、本特別委員会の設置の趣旨に鑑み、諮問事項に対する本特別委員会の答申内容を最大限尊重するものとし、特に、本特別委員会が本株式交換の実施を妥当でないと判断した場合には、北弘電社取締役会は、本株式交換を実施しないこと、並びに、①本特別委員会が自ら三菱電機と交渉を行うこともできるほか、三菱電機との交渉を北弘電社の者やアドバイザー等が行う場合でも、本特別委員会は、適時にその状況の報告を受け、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行うこと等により、取引条件に関する交渉過程に実質的に影響を与えることができるものとする、②必要に応じて自らの外部アドバイザー等(ファイナンシャル・アドバイザー、第三者算定機関、リーガル・アドバイザー等)を選任し(この場合の費用は北弘電社が負担する。)、又は、北弘電社が選任する外部アドバイザー等について、指名又は承認(事後承認を含む。)する権限を付与すること、及び③北弘電社が北弘電社及び三菱電機から独立した専門家として、AGS及び日比谷中田法律事務所をそれぞれ本株式交換に関する外部アドバイザーとして選任することにつき承認する権限を与えることを決議いたしました。なお、上記の2022年12月13日付北弘電社取締役会においては、当時の北弘電社取締役5名のうち、その当時現に三菱電機において役職を有していた宮木一郎氏は、当該取締役会を欠席し、過去に三菱電機の従業員として勤務し又は三菱電機の役員に就任するなど、過去において三菱電機と一定の関係があったものと認められる高橋龍夫氏及び松下義保氏は、当該取締役会の審議及び決議に参加しないこととしたため、馬淵直樹氏が議長を務め、馬淵直樹氏及び廣部眞行氏の取締役2名にて審議の上、全員一致により上記の決議を行っております。また、監査役3名についても、現に三菱電機において役職を有している長谷政紀氏及び三菱電機との間で継続的な取引関係のある桶谷治氏は取締役会を欠席し、過去において三菱電機と一定の関係があったものと認められる樋口博之氏も審議に参加せず、何らの意見表明も行っておりません。さらに、取締役会の定足数を確保する観点から、上記5名の取締役のうち、過去に三菱電機の役員たる地位を有していたにとどまり、相対的に利益相反関係が低いと考えられる取締役高橋龍夫氏及び松下義保氏を加えた計4名の取締役並びに監査役樋口博之氏が参加して審議し、改めて取締役4名の全員一致により上記の決議を行い、当該監査役から異議がない旨の意見を受けております。

本特別委員会の各委員に対しては、その職務の対価として、答申内容に関わらず、固定額の報酬を支払うものとされております。

本特別委員会は、2022年12月19日から2023年1月13日までに4回、本株式交換検討の中止による中断を経て2023年8月24日から2024年1月5日までに11回、合計15回(合計約20時間)にわたって委員会を開催したほか、委員会外においても電子メール等を用いて、意見表明、情報交換又は情報収集等を行い、必要に応じて随時協議を行う等して、本諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。本特別委員会は、委員間の互選により、本特別委員会の委員長として、仁科秀隆氏を選定しております。また、本特別委員会は、第1回の特別委員会において、北弘電社が選任したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるAGS並びにリーガル・アドバイザーである日比谷中田法律事務所につき、いずれも独立性に問題がないことを確認した上で、それぞれを北弘電社の第三者算

定機関及びリーガル・アドバイザーとして承認しました。さらに、本特別委員会は、北弘電社社内における検討体制及び交渉体制につき、そのメンバーが三菱電機と利害関係を有する者以外で構成されており三菱電機との間での利害関係の観点から問題がないことを確認の上、承認しております。加えて、本特別委員会は、本株式交換比率の公正性を検証するフェアネス・オピニオンを取得するためプルータスを第三者算定機関として追加で起用し、本特別委員会において、プルータスの独立性に問題がないことを確認しております。

本特別委員会は、三菱電機に対し、本株式交換を選択された理由・背景等、本株式交換を行う時期について、その時期を選択した理由・背景等、本株式交換後の北弘電社の経営課題や事業上の問題点に関する改善・対応策及びこれらの中長期的な想定内容、本株式交換後における北弘電社のガバナンス体制・経営体制、本株式交換のメリット・デメリット、本株式交換の株式交換比率の算定の考え方等について書面による質問を送付し、これらの事項について、本特別委員会において三菱電機から直接説明を受け、質疑応答を行いました。

加えて、本特別委員会は、北弘電社が作成した事業見通しについて、北弘電社からその内容及び作成経緯等について説明を受けるとともに、これらの事項について合理性を確認いたしました。そして、上記2. (2)「算定に関する事項」の②「算定の概要」のとおり、AGS及びプルータスは、北弘電社が作成した事業見通しを基礎として、北弘電社株式の価値算定を実施しておりますが、本特別委員会は、AGS及びプルータスから、実施した北弘電社株式の価値算定に係る算定方法、当該算定方法を採用した理由、各算定方法による算定内容及び重要な前提条件について説明を受けるとともに、質疑応答並びに審議及び検討を行った上で、これらの事項について合理性を確認しております。また、本特別委員会は、日比谷中田法律事務所から、本株式交換の手続面における公正性を担保するための措置並びに本株式交換に係る北弘電社の取締役会の意思決定の方法及びその過程その他の利益相反を回避するための措置の内容について助言を受け、これらの事項について質疑応答を実施しております。加えて、提出された本株式交換に係る関連資料等により、本株式交換に関する情報収集が行われ、これらの情報も踏まえて本諮問事項について慎重に協議及び検討して審議を行っております。なお、本特別委員会は、北弘電社及び三菱電機との間における本株式交換に係る協議・交渉の経緯及び内容等につき適時に報告を受けた上で、第10回特別委員会以降三菱電機から最終的な本株式交換比率についての最終的な提案を受けるまで、毎回三菱電機からの本株式交換比率の提案についての諾否について北弘電社に意見を述べ、さらに、三菱電機からの提案を拒絶して逆に北弘電社側から比率の提案を行う場合について、比率をどのように設定すべきか及びその根拠についても、北弘電社に意見する等して、三菱電機との交渉過程に関与しております。

本特別委員会は、上記の経緯を経て、これら説明、算定結果、フェアネス・オピニオンその他の検討資料を前提に、本諮問事項につき慎重に審議及び検討を行い、本株式交換は、北弘電社の少数株主にとって不利益なものではないと認められる旨の答申書（以下「本答申書」）を、2024年1月5日付で、北弘電社の取締役会に対して提出しております。本特別委員会の意見の概要は以下のとおりです。

(i) 本株式交換の目的が合理的と認められ、本株式交換が全体として北弘電社の企業価値向上に資すると認められるか。

(ア) 北弘電社における現状認識と課題

まず最大の課題として、北弘電社は本答申書提出日時点において債務超過の状況にあり、かつ、北弘電社が銀行からの融資を受けるに際しては三菱電機の保証を求められているなど、財務体質の健全化が急務である。

次に、そのような財務状況にあることから、2024年3月期末時点において

債務超過が解消されていなければ、北弘電社の株式が上場廃止となり、北弘電社の株主に大きな悪影響を与えるおそれが高く、かかる事態の回避も喫緊の課題である。

また、北弘電社においては、太陽光案件に係る不適切会計処理、小形風力発電事業撤退（またそれに伴う発電事業者への補償）及び高山案件といった、北弘電社の財務状況を大幅に悪化させる事象が積み重なるなど、経営・事業の管理面について、適切にガバナンスが機能しているとはいいがたい経緯があり、ガバナンス面の改善も重要な課題としてあげられる。

このほか、事業面においては、今後の道内市場エリア（2030年以降は再開発が終息見込み）だけで業績を伸ばすことができるかが課題であり、太陽光発電事業や小形風力発電事業からは撤退したものの、再エネ事業のような新規事業に引き続き挑戦する必要がある。ただし現在の財務状況からみて大型の投資を行って新規事業に参入することは不可能であるという難点が存在する。

また、そのような新規領域（再エネ事業などの開拓）に専門的技術を保有した人材がいない（育成スキームが無い、専門部門の新規構築意思）ことから、長期的な視点からの人材投資が求められる。ただし、人材投資については、前提として財務状況が毀損している問題を解決する必要がある。

以上からすると、北弘電社の今後の事業展開については、以下のような点を指摘することができる。

- (a) 財務体質の健全化が最大の課題である。
- (b) それと同時に、現在の状況のままの上場廃止さらには経営破綻といった、株主その他のステークホルダーに与える大きな悪影響の回避も喫緊の課題である。
- (c) 経営・事業の管理面の改善も重要である。
- (d) 事業面においては再エネ事業のような新規事業への挑戦が必要である。
- (e) 新規領域に専門的技術を有する人材を獲得すべく人材投資が必要である。

したがって、これら(a)から(e)の北弘電社の事業や北弘電社の課題に寄与する方策（M&Aを含むがこれに限られない。）を講じることは、個別に当該方策に係るリスクや当該方策に伴うデメリットを勘案する必要はあるものの、少なくとも一般論としては北弘電社の企業価値の向上に資するものであると考えることができる。

#### (イ) 本株式交換の企業価値向上効果

三菱電機が本株式交換の実施後に三菱電機が企図している北弘電社の企業価値向上策及び想定している効果は次の(a)から(d)である。

- (a) 三菱電機グループ内の融資活用による利払い負担の低減  
北弘電社の借入を三菱電機グループ融資に置き換えることによって利払い負担を軽減することができる。

#### (b) 経営破綻の回避

2024年4月末に三菱電機による北弘電社の銀行借入についての債務保証の期限が到来するが、当該期限後は、北弘電社の現在の財務状況を鑑みると、現在の借入金の借換えは難しく、三菱電機は、三菱電機の支援なくしては、北弘電社は資金繰りに窮し、倒産する可能性が高いと考えている。本株式交換は、北弘電社の株主に三菱電機の株式を交付することや上記(a)の財政的支援を通じて、北弘電社の事業や企業価値が毀損し、北弘電社を取り巻くステークホルダーに対して

も多大な影響を及ぼす事態を回避しようとするものである。

(c) ガバナンス強化への貢献

本株式交換の実施により北弘電社が三菱電機の完全子会社となった場合、三菱電機グループからのコンプライアンスに関するノウハウの提供及び三菱電機グループの監査リソースの活用等によるコンプライアンス体制の強化が可能になる。

(d) 上場維持コストの削減

本株式交換を通じて、これら上場維持に係る業務及びコスト負担（監査法人費用を含む。）を軽減し、経営資源の有効活用を図ることができる。

これら本株式交換後の企業価値向上策及び想定している効果として三菱電機が説明する(a)から(d)について、北弘電社も北弘電社の現状の課題を踏まえた実現可能性がある有効な企業価値向上策であると認識している。

(a) 三菱電機グループ内の融資活用による利払い負担の低減

三菱電機グループの傘下となれば、グループ内での低利での資金融通が可能となり、資金繰りが安定化する。

(b) 経営破綻の回避

北弘電社単独の力では、2024年3月期末において債務超過を解消することは難しく、札幌証券取引所における上場廃止基準に抵触することが想定される。債務超過という状況では資本市場からの十分な資金調達や三菱電機グループからの十分な支援が期待できず、資金の確保もままならず事業の運営が危ぶまれ、顧客が離れや、従業員の離職を招きかねない。本株式交換によりこうした事態を回避することは経営改善に向けて不可欠である。

(c) ガバナンス強化への貢献

早急な資金繰りの安定化及び経営改善を進めるには、三菱電機グループから支援を受けるとともに人的交流を進める必要があるが、経営改善に伴う果実が北弘電社の一般株主へ流出してしまうため、既存の株主関係を維持したままだと三菱電機グループからの十分な支援を引き出すことが難しい。逆に言えば、本株式交換によってガバナンス強化のための人的支援も受けることが可能になる。

(d) 上場維持コストの削減

監査報酬等の上場維持コストは年間数千万円要しており、債務超過という現状の状況を鑑みると、決して軽い負担ではない。

加えて、北弘電社は、これら(a)から(d)に加えて、次の(e)及び(f)の効果も期待される旨説明する。

(e) 三菱電機グループの傘下に入ることによる取引先等に対する信用力の強化

(f) 新規事業への挑戦及び人材投資のように長期的な経営視点が必要になる分野において、財務状況が毀損している状況では、短期的な利益に繋がらないことは少数株主への配慮の観点から不可能であり、必要な投資が行えない。本株式交換によって株主構成が変更することにより、長期的な視点からの投資も可能となる。

本特別委員会としても、これら(a)から(f)の企業価値向上策は、今後の北弘電社の企業価値の向上にとっての重要なポイントとして挙げた上記(ア)の事情（すなわち、(a)財務体質の健全化、(b)ステークホルダーへの大きな悪影響の回避、(c)経営・事業の管理面の改善、(d)新規事業への挑戦、(e)人材投資）

に資する点があるものとする。他方、本株式交換に関して、北弘電社において大きなデメリットが生じることは想定されない。

(ウ) 本株式交換を行わなかった場合との比較

三菱電機からは、本株式交換が北弘電社の株主総会での否決その他の理由で実施されない場合には、三菱電機が北弘電社をスポンサーとして支援する予定はない旨の意向が表明されている。

北弘電社としても、北弘電社の単独の力では2024年3月期末において債務超過を解消することは難しく、本株式交換が実施されない場合には、資金の確保もままならず事業の継続は困難になり、経営破綻に陥らざるを得ないものと認識している。

この点、北弘電社は本株式交換が実現しない場合に備えて、マーケット・チェックを行ったが、北弘電社に対して出資その他の支援を申し出る者は現れなかった。

北弘電社の財務状況及びマーケット・チェックの結果といった客観的な状況に加え、三菱電機及び北弘電社の意向などからすれば、本株式交換が行われなかった場合には、北弘電社は経営破綻に陥る（法的整理手続又は任意整理手続の申立てを行わざるを得ない）ことが合理的に予測される。

(エ) 小括

三菱電機が本株式交換の実施後に企図している北弘電社の企業価値向上策は、北弘電社の認識に反することもなく、また、当該企業価値向上策の実現可能性等に関する北弘電社と三菱電機間の認識の齟齬も認められない。また、本株式交換の実施により北弘電社の企業価値にとって大きなデメリットが生じるとは認められないし、本株式交換は北弘電社の事業継続の唯一の手段であり、他に北弘電社として現実的に採り得る手段が存在するとも認められない。そうだとすれば、本株式交換が上場廃止を伴うものであるとしても、北弘電社にとってはそれを補って余りあるメリットを有する取引であるといえることができる。

以上のような検討からすれば、本株式交換の目的は合理的と認められ、本株式交換が全体として北弘電社の企業価値向上に資すると認められる。

(ii) 公正な手続を通じた少数株主利益の確保

諮問事項「本株式交換の条件（交換比率を含む。）の公正性が確保されているか」に関連し、公正な手続を通じた少数株主利益の確保が認められるか否かを、経済産業省作成の2019年6月28日付「公正なM&Aの在り方に関する指針」（以下「M&A指針」）で挙げられている公正性担保措置の採用・運用状況を確認することを通じて検討する。

(ア) 特別委員会の設置

本特別委員会は、北弘電社の独立社外取締役1名及び独立した専門家2名の計3名により構成される委員会である。

また、本特別委員会は、諮問事項の検討に当たって、①対象会社の企業価値の向上に資するか否かの観点から、M&Aの是非について検討・判断するとともに、②少数株主の利益を図る観点から、(i)取引条件の妥当性及び(ii)手続の公正性について検討・判断することという、M&A指針が特別委員会の果たすべきとする役割を果たしている。

加えて、(a)本特別委員会は、2022年11月11日における三菱電機の北弘電社に対する口頭での本株式交換の提案後、取引のごく初期段階で組成され、(b)本特別委員会は、委員全員が三菱電機からの独立性及び本株式交換の成否からの独立性が確保され、いずれも本株式交換が成立した場合の成功報酬受領を合意しておらず、M&A指針で最も委員としての適格性が認められている社外取締役1名が委員を務めており、(c)北弘電社は本特別委員会に対して、取



引条件に関する交渉過程に実質的に影響を与えることができるものとする権限を付与しており、(d)上記(c)に基づき、北弘電社が三菱電機と本株式交換比率について協議する場合には、事前又は事後速やかに本特別委員会に確認を求めており、これにより、本特別委員会は、適時に交渉状況の報告を受け、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行って、取引条件に関する交渉過程に実質的に影響を与え得る状況を確認しており、(e)北弘電社取締役会は、本特別委員会が本株式交換の条件を妥当でないとして判断した場合には本株式交換を承認しないことと決定しており、(f)北弘電社の取締役会は、本特別委員会に対して、必要に応じて自らの外部アドバイザー等を選任し、又は、北弘電社が選任する外部アドバイザー等について、指名又は承認（事後承認を含む。）する権限を付与し、(g)上記(f)を受けて本特別委員会は、本株式交換比率の公正性を検証するためにはフェアネス・オピニオンの取得が必須であるとして、プルータスを独自の第三者算定機関として起用し、株式交換比率算定書及び本フェアネス・オピニオンを取得しており、(h)本特別委員会は、北弘電社のビジネスの特徴に関する知見、企業価値評価への知見、法律面での知見がいずれも委員により充足されており、本諮問事項の検討を行うに当たって十分な適性を有しており、(i)本特別委員会は、少数株主に代わり、本株式交換について予定されている開示文書や想定されるシナジーに関する重要な情報を入手し、さらに関係当事者にインタビューを行って本株式交換に関する詳細な確認を行い、これらを踏まえて検討・判断を行っている。さらに、北弘電社取締役会は、本特別委員会への諮問を決議した際の付帯決議において、北弘電社取締役会が本特別委員会の意見を最大限尊重の上で本株式交換に係る決議を実施することを決定している。

以上のような特別委員会の設置及び運用の状況からすれば、本特別委員会は公正性担保措置として有効に機能していると認められる。

(イ) 北弘電社における意思決定プロセス

北弘電社の取締役のうち宮路憲輔氏は、現に三菱電機において役職を有しており、高橋龍夫氏及び松下義保氏は三菱電機の出身者であるため、利益相反の疑義を回避する観点から、北弘電社の取締役会における本株式交換に関する議案は、北弘電社の取締役のうち、馬淵直樹氏及び廣部眞行氏の2名が審議し、その全員の賛成により行った上で、取締役会の定足数を確保する観点から、上記5名の取締役のうち、過去に三菱電機の役職員たる地位を有していたにとどまり、相対的に利益相反関係が低いと考えられる取締役高橋龍夫氏及び松下義保を加えた計4名の取締役が参加して審議し、改めて当該取締役4名の全員一致により決議を行っている。

また北弘電社の監査役のうち、長谷政紀氏は現に三菱電機において役職を有しており、樋口博之氏は三菱電機との間で継続的な取引関係があり、樋口博之氏は過去において三菱電機と一定の関係があったものと認められるため、利益相反の疑義を回避する観点から、取締役会における審議及び決議に参加していない。他方、過去に三菱電機と一定の関係があったにとどまり、相対的に利益相反関係が低いと考えられる監査役樋口博之氏については、上記4名の取締役による審議には参加し、当該決議に異議がない旨の意見を述べている。

M&A指針において、独立した特別委員会が設置されて有効に機能している場合には、現に三菱電機の役職員を兼任する者が除外されれば足りるとの整理がされていることに照らし、本件における北弘電社における上記の意思決定プロセスは合理的なものであり、利害関係の整理に不公正な点は見当たらない。

また、北弘電社取締役会においては、最終的に北弘電社の取締役全員の一致

により決議がされる予定である。M&A への賛否を決定する取締役会決議において、当該 M&A に重要な利害関係を有する者を除く取締役全員の賛成及び監査役全員の異議がない旨の意見があった場合には、当該 M&A において公正性担保措置が有効に機能したことを示す事情の一つとなるとされている。

以上からすれば、北弘電社における意思決定プロセスに関して、M&A 指針に照らしても、公正性に疑義のある点は見当たらない。

(ウ) 外部専門家の専門的助言等の取得

本特別委員会は、日比谷中田、AGS 及びプルータスから直接北弘電社及び三菱電機との取引関係についてヒアリングを行うなど、その独立性に問題ないことを確認している。

北弘電社取締役会は、意思決定につき、リーガル・アドバイザーである日比谷中田の弁護士から助言を受けており、弁護士による独立した専門的助言を継続的に取得することを想定している。

北弘電社取締役会は、本株式交換比率の公正性を担保するために、独立した第三者算定機関である AGS から、株式交換比率算定書を取得している。本株式交換比率算定書は後述のとおり恣意的な比率の算定がされないよう配慮がなされ、算定に当たって公正性を疑わせるような事情も見当たらない。本株式交換比率算定書は、独立した第三者評価機関による株式交換比率算定書であると認められる。

さらに本特別委員会は、本株式交換比率の公正性を担保するために、プルータスから株式交換比率算定書及び本フェアネス・オピニオンを取得している。フェアネス・オピニオンは、第三者評価機関が意見形成主体となるという点や、意見の対象が当事者間で合意された具体的な取引条件の対象会社の一般株主にとっての公正性であるという点において、株式交換比率算定書とは異なるものであり、対象会社の価値に関するより直接的で重要性の高い参考情報となり得るため、取引条件の形成過程において構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題に対応する上でより有効な機能を有し得るとされている。その上で、M&A 指針においては、(a) 独立性・中立性、(b) 慎重な発行プロセス、(c) 高度な専門性・実績、(d) レピュテーションといった要素を備えた第三者評価機関からフェアネス・オピニオンの取得が行われた場合には、公正性担保措置として積極的に評価されるべきとされている。本特別委員会は、プルータスからのヒアリングにより (a) 及び (b) を確認したほか、プルータスが (c) 及び (d) を満たすことは客観的に明らかである。したがって、本特別委員会は、本フェアネス・オピニオンをもって、公正性担保措置として積極的に評価することができるものとする。

(エ) マーケット・チェック

北弘電社は、再生系の投資ファンドとして著名な 8 ファンドに対して北弘電社への投資の検討を依頼して積極的なマーケット・チェックを実施したが、いずれのファンドからも、北弘電社に対して出資その他の支援を申し出る者は現れなかった。

M&A 指針においても、買収者が支配株主でない場合には、間接的なマーケット・チェックよりも積極的なマーケット・チェックの方がより有効に機能するケースが多いと考えられ、これが実施された場合には、公正性担保措置としてより積極的に評価されると指摘されている。

本特別委員会は、以上から、本件においては、積極的なマーケット・チェックが行われたことにより、他に本株式交換に比肩するような取引を行う候補者となり得る者が存在しないことが確認されたものと評価する。

(オ) 少数株主への情報提供の充実とプロセスの透明性の確保

M&A 指針では、少数株主のインフォームド・ジャッジメントが重視されており、そのために、少数株主が取引条件の妥当性等についての判断に資する重要な判断材料を提供することが推奨されている。具体的には、M&A 指針において充実した開示が期待される情報としては、①特別委員会に関する情報、②株式交換比率算定書に関する情報及び③その他の情報が挙げられている。

まず特別委員会については、M&A 指針で(a)委員の独立性や専門性等の適格性に関する情報、(b)特別委員会に付与された権限の内容に関する情報、(c)特別委員会における検討経緯や、交渉過程への関与状況に関する情報、(d)特別委員会の判断の根拠・理由、答申書の内容等及び(e)委員の報酬体系の開示が望ましいとされている。これを本件についてみると、本株式交換に関する三菱電機及び北弘電社の連名に係るプレスリリース（以下「本プレスリリース」）において、これら(a)から(e)の要素がすべて記載されることが予定されている。

次に株式交換比率算定書については、M&A 指針で、特に DCF 分析について、(i)算定の前提とした北弘電社のフリー・キャッシュ・フロー予測、及びこれが当該 M&A の実施を前提とするものか否か、(ii)算定の前提とした財務予測の作成経緯、(iii)割引率の種類や計算根拠、(iv)フリー・キャッシュ・フローの予測期間の考え方や予測期間以降に想定する成長率等の継続価値の考え方等の開示が例示されている（なお例示であってすべての記載が義務づけられているわけではない）。

本プレスリリースでは、(ii)（本特別委員会が合理性を確認した旨及び事業計画においては対前年度比較において大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれている旨及びその内容）のほか、(iii)として割引率が、また(iv)として継続価値の算定方法（永久成長率法を採用した旨及び永久成長率）が記載される予定である。最後にその他の情報についても、本プレスリリースに充実した記載が予定されている。

#### (カ) 強圧性の排除

本株式交換に反対又は本株式交換比率に反対である北弘電社の株主は、会社法上の株式買取請求権（及びそれに基づく価格決定の申立てを行う権利）が認められている。

したがって、本株式交換については、強圧性を排除するための対応が行われていると認められる。

#### (キ) 小括

本件においては、本特別委員会が設置され、かつ、本特別委員会に付与された権限を十分に行使し、本特別委員会が独立した立場から詳細な検討を行ってきたこと、北弘電社における意思決定プロセスにおいて M&A 指針の指摘を踏まえた慎重に利益相反にも配慮した取扱いが行われていること、北弘電社が法務アドバイザーからの専門的な助言を得ていること、北弘電社が AGS、本特別委員会がプルータスという複数の第三者評価機関からの株式交換比率算定書（特にプルータスからは株式交換比率算定に加えてフェアネス・オピニオン）を取得していること、日本においては採用されることが稀であるといえる積極的なマーケット・チェックまで実施されたこと、本プレスリリースにおいて少数株主への充実した情報提供が予定されていること、並びに強圧性のあるスキームではないことが認められる。

また、本特別委員会の活動を通じて、それらの公正性担保措置が、実際に字義どおり運用されていることも認められる。

以上のように、本株式交換では、取引条件の形成過程における独立当事者間取引と同視し得る状況の確保及び少数株主による十分な情報に基づく適切な判

断の機会の確保という視点（M&A 指針 2.4）のいずれの面から見ても、本株式交換にとって必要十分な内容での公正性担保措置が採用される方針が堅持されているものと認められる。したがって、本株式交換の手続が公正であって、少数株主の利益への十分な配慮がなされていると認められる。

(iii) 条件の妥当性

(ア) 検討のアプローチ

諮問事項 (iii) 「本株式交換の手続が公正であって、少数株主の利益への十分な配慮がなされているか」との関係で、条件の妥当性を検討する。

本株式交換における条件の公正性（妥当性）の検討に当たっては、M&A 指針を踏まえ、(a) 三菱電機との取引条件に関する協議・交渉過程において、企業価値を高めつつ少数株主にとってできる限り有利な取引条件で M&A が行われることを目指して合理的な努力が行われる状況を確保すること、(b) 取引条件の妥当性の判断の重要な基礎となる株式価値算定の内容と、その前提とされた財務予測や前提条件等の合理性を確認すること、(c) 買収対価の水準だけでなく、買収の方法や買収対価の種類等の妥当性についても検討する。

(イ) 交渉状況

本件において、「少数株主にとってできる限り有利な取引条件で M&A が行われることを目指して合理的な努力が行われる状況の確保」が認められる前提として、これらを推認させる要素である手続の公正性が認められることは、諮問事項「本株式交換の条件（交換比率を含む。）の公正性が確保されているか」の検討を通じて確認したとおりである。

特に、本株式交換比率の交渉は、本特別委員会が本株式交換比率の交渉について、与えられた権限を踏まえて主体的に関与した。具体的には、本特別委員会が三菱電機からの本株式交換比率の提案への諾否及び反対提案の内容について述べた意見を踏まえて北弘電社が三菱電機に返答するというプロセスで行われた。このようなプロセスを経て、本特別委員会が複数回に亘って三菱電機からの本株式交換比率の提案を拒絶し、上積みがされた結果として、最終的に本特別委員会が本、株式交換比率を当初三菱電機から提示された 1 : 0.142 という比率からすれば少数株主にとって 80% 以上の上積みがされた比率である 1 : 0.260 とすることについて了承し、これにより本株式交換比率が確定した。

以上からすれば、三菱電機との取引条件に関する協議・交渉過程において、企業価値を高めつつ少数株主にとってできる限り有利な取引条件で M&A が行われることを目指して合理的な努力が行われる状況が確保されていたと評価することができる。

(ウ) 株式価値算定と本株式交換比率の関係

(a) 事業計画

本件において、北弘電社が AGS の作成する株式交換比率算定書及びブルータスの作成する株式交換比率算定書並びにブルータスの作成する本フェアネス・オピニオンの前提とする目的で策定した事業計画（以下「本事業計画」）は、本株式交換の実行により実現することが期待されるシナジー効果について、現時点において収益に与える影響を具体的に見積もることが困難であるため反映していない。一般的に M&A 取引においては、特に被買収側が M&A 取引によるシナジーを定量的に見込むことは難しいという事情があり、一般的には多くの M&A 取引において、被買収側が株式価値算定の基礎となる北弘電社の事業計画は、M&A 取引の実現を前提としない、いわゆるスタンドアローン・ベースのものが採用されている。そのため、本件でもスタンドアローン・ベースの事業計画が算定の基礎とされ

ていることは不合理ではない。そうした中でも、本事業計画においては、下記8.「その他」に記載の2024年3月29日を効力発生日とする資本金及び資本準備金の額の減少による税負担の軽減効果は織り込まれているほか、三菱電機による金融支援があったと仮定して借入利率の減少が考慮されており、本株式交換によって実現することが見込まれる効果も可能な範囲で一部取り込んで算定が行われている。そのため、本事業計画は、純粋なスタンドアローン・ベースのものよりも、一定のシナジー・ベースのものになっており、可能な範囲で少数株主の利益に配慮しているものと認められる。

本事業計画の策定に関して恣意的な点は見当たらず、また本事業計画の内容についても、従前の北弘電社グループの実績との関係で矛盾や不自然な点は見当たらない。

以上からすれば、本事業計画については、策定プロセス、策定方法及び策定内容のいずれからみても、三菱電機の恣意的な圧力が介在した事実は認められない上、内容も合理的なものと認められる。

(b) 算定の方法

AGS に対して算定の方法に関するヒアリングを実施し、同社による算定手法の選択には合理性があると考えられることを確認した。

評価方法は、それぞれ優れた点を持つと同時に様々な問題点をも有しており、相互に問題点を補完する関係にある。例えば、上場会社については市場株価法のみを採用すれば客観的な株式価値評価が得られるかといえ、市場株価法のみをあらゆる状況で優先的に採用することが必ずしも合理的であるとは限らず、市場株価法以外の算定手法を多面的に分析することも有用であると考えられる。したがって、上場企業の株式価値評価に当たり、AGS が採用している DCF 法を採用する合理性も認められる。

M&A 指針においても、特別委員会は株式価値算定において用いられた算定方法の特性を考慮して取引条件の検討を行うべきとされており (M&A 指針 3.3.2.1)、この指摘によれば、本件のように複数の算定方法が採用された株式価値算定の方が、単一の算定方法を採用する算定よりも算定結果の信頼性が高いと考えられる。

以上を踏まえて AGS の算定について検討すると、まず市場株価法について、AGS によれば、ある一定時点での市場株価を採用することは価値形成過程における特異性が排除できないこと、他方で、長期にわたる市場株価を採用することは、現状における収益水準等が勘案された株価を的確に表すものではなくてしまうことから、本取引の公表日の前日である 2024 年 1 月 5 日を算定基準日として、算定基準日の終値、直近 1 ヶ月間の終値単純平均株価、直近 3 ヶ月間の終値単純平均株価及び直近 6 ヶ月間の終値単純平均株価を採用したとのことである。市場株価は企業の客観的価値を反映したものであるため、できる限り基準日に近接した市場株価を基本に評価すべきであるものの、時々の思惑などの影響を受けて刻々と変動するものであるため、継続的な一定期間の平均値を算定するなどして、評価の精度を高めることは有用と考えられる。したがって、一定期間の市場株価をもって評価することは合理的であると認められる。

次に DCF 法については、AGS によれば、本事業計画を基に FCF を算出し、当該 FCF を一定の割引率で割り戻して事業価値を算出している。まず、当該算定が合理性を有するためには、FCF の算定の基礎とされた本事業計画が適切に作成されていることが重要となるが、前述のとおり、本特別委員会として検討の上で本事業計画の合理性を確認した。

そのうえで、本特別委員会は、AGS に対し、DCF 法の算定に関する考察過程（具体的には、必要運転資金の考え方、割引率のレンジ、有利子負債の考え方、三菱電機からの金融支援を前提とするケースと前提としないケースにおける異同、リスクフリーレートの遷移等）について詳細な説明を受け、そのいずれについても不合理な点は見当たらないことを確認した。

加えて、AGS についてと同様に、プルータスに対しても算定の方法に関するヒアリングを実施した。具体的には、市場株価法についてはプルータスも AGS と同様の算定手法を用いていることからその合理性は上記で AGS について述べたのと同様の理由で認めることができるほか、プルータスから DCF 法の算定に関する考察過程について詳細な説明を受け、そのいずれについても不合理な点は見当たらないことを確認した。

以上から、AGS 及びプルータスによる株式価値算定の方法はいずれも合理的であり、その結果は信頼するに足るものであり、本特別委員会として依拠できると評価した。

(c) 株式価値算定の結果

プルータスから取得した株式交換比率算定書によれば、各算定方法による株式交換比率（三菱電機の株式：北弘電社の株式）の算定結果は下表のとおりである。

算定方法（三菱電機・北弘電社）	算定基準日	交換比率
市場株価法・市場株価法	2024年1月5日	1：0.644～1：0.682
市場株価法・DCF法	市場株価法について 2024年1月5日 DCF法について2023 年12月22日	1：0.000～1：0.369

一方、AGS から取得した株式交換比率算定書によれば、各算定方法による株式交換比率（三菱電機の株式：北弘電社の株式）の算定結果は下表のとおりである。

算定方法（三菱電機・北弘電社）	算定基準日	交換比率
市場株価法・市場株価法	2024年1月5日	1：0.644～1：0.682
市場株価法・DCF法	2024年1月5日	1：0.000～1：0.529

これを本株式交換についてみると、本株式交換比率は、(i)三菱電機及び北弘電社の両社について市場株価法を採用した場合の交換比率の下限を下回っている。一方、(ii)三菱電機について市場株価法、北弘電社について DCF 法を採用した場合の交換比率との関係では、プルータスによる算定結果の中央値を上回り、また AGS による算定結果の中央値付近の水準にある。

(エ) ディスカウントの検討

本株式交換比率は、三菱電機及び北弘電社の両社について市場株価法を採用した場合の交換比率の下限を下回っており、北弘電社の株主からみれば市場株価ベースでディスカウントが生じる比率となっている。2024年1月5日（以下「算定基準日」という。）の東京証券取引所における三菱電機株式の終値に本株式交換比率を乗じて得た値が、北弘電社株式の算定基準日の終値及び算定基準日までの各期間の終値単純平均株価に比べどの程度のディスカウントとなっているかを示すと、下表のとおりである。

参照値	ディスカウント水準
算定基準日の終値	-59.60%
算定基準日の直近1カ月間の終値単純平均株価	-59.96%
算定基準日の直近3カ月間の終値単純平均株価	-59.90%

算定基準日の直近6カ月間の終値単純平均株価	-59.63%
-----------------------	---------

そもそも北弘電社の株主からみて市場株価ベースでディスカウントが生じる比率を受け入れることの可否について検討するに、市場の効率性を前提とすれば、市場株価は市場における評価を反映したものであるから、北弘電社の公正な価値を示す1つの指標であることは間違いなく、そもそもディスカウントでは本株式交換を行うことができないとして、三菱電機に株式交換比率の見直しを求めることが考えられる。しかし、三菱電機からは、本株式交換の交渉の過程で北弘電社及び本特別委員会が再三に亘って株式交換比率の見直しを求めたにもかかわらず、本株式交換比率以上に北弘電社に有利となる比率の提示は、三菱電機側の株主に対する説明が困難であるとして拒絶されており、これ以上の比率の見直しは現実的に不可能である。

その一方で、北弘電社によるマーケット・チェックの結果においても、三菱電機の提案する本株式交換より少数株主に有利な条件での意向は表明されなかった。さらに、2024年3月末(上場廃止の判断基準日)や2024年4月末(三菱電機からの債務保証の最終期限)といった短期間に、北弘電社が自力で債務超過状態を解消することは、北弘電社の収益力及び負債の額の状態からすると困難であり、これは北弘電社も三菱電機も認めるところである。

市場株価を大幅に下回る比率で株式交換を行うことを是認することは、少数株主が現時点で保有している株式に一定の株価が付されている現状に照らせば、慎重にならざるを得ない。それでも、本株式交換比率による本株式交換に応じなかった場合には、2024年4月頃という比較的近接した時期に、北弘電社が経営破綻に至る可能性が高く、これを回避しようとした場合も株主にはさらなるディスカウント比率での株式の価値の軽減が行われることが予想される。そうである以上、本株式交換比率におけるディスカウントの程度は、現実的な選択肢の中では最も少数株主にとって負担が少ないものであると認められる。

(オ) スキームの妥当性

M&A 指針が求める、買収の方法や買収対価の種類等の妥当性についても検討する(M&A 指針 3.2.2)。まず買収対価について検討すると、本件では株式交換が採用されており、公開買付けは採用されていない。

この点については、株式交換は、公開買付けと比べ、株式交換によって三菱電機の株式が北弘電社の少数株主に交付され、三菱電機の株式を北弘電社の少数株主が保有することになるが、本株式交換に想定されている各種施策の実行を通じて期待されるシナジー効果や、シナジー効果の発揮による三菱電機グループの事業発展・収益拡大、その結果としての三菱電機の株式の株価上昇・配当を享受する機会を北弘電社の少数株主に対して提供できるという利点がある。

また、現金化を希望する株主においても、現金化のタイミングに多少の差異は生じるものの、三菱電機株式の流動性を踏まえると、本株式交換後の現金化が容易に可能であり、現金化を望む株主による現金化の機会は実質的に確保されている。

以上からすれば、本株式交換において、現金ではなく三菱電機の株式を対価とすることが、北弘電社の少数株主にとって不合理なものとはいえない。

(カ) 小括

前述のとおり、本株式交換比率については、三菱電機について市場株価法を、また北弘電社について DCF 法を採用した場合の交換比率のプルータスによる算定結果の中央値を上回り、また AGS による算定結果の中央値付近の水準に

あり、三菱電機及び北弘電社の両社について市場株価法を採用した場合の交換比率の下限を下回っているものの、北弘電社の現況と類似する事例と比較すれば、他の類似事例のディスカウント水準よりもディスカウント比率が少ないものといえ、本フェアネス・オピニオンにおいて、プルータスから、本株式交換比率は北弘電社の少数株主にとって財務的見地から公正である旨の意見を得ている。

上記からすれば、市場株価を大幅に下回る比率で株式交換を行うことを是認することは、一見すると少数株主に不利益をもたらすもののように思えるものの、近い将来において少数株主が被る可能性のある不利益を鑑みれば、本答申書作成日現在において現実的な選択肢の中では最も少数株主にとって負担が少ないものであると思料する。

市場株価を大幅に下回る比率で株式交換を行うことを是認することは、M&A指針が指摘する「M&Aを行わなくても実現可能な価値」は、少数株主を含む全ての株主がその持株数に応じて享受すべきという点すら満たしていないのではないかという指摘が少数株主から寄せられることも考えられる。しかしながら、ディスカウントの提案であることを理由に本株式交換を拒絶すれば、わずか2ヶ月ほどで北弘電社が上場廃止及び経営破綻に直面することが具体的に想定されているにもかかわらず先延ばし的に判断を避けたことになり、結果的に少数株主の保護に繋がらない。

そのため、可能な限りの情報収集（本特別委員会が独自に取得した本フェアネス・オピニオンを含む。）を行い、少数株主のために現実的に採り得る最大の利益が確保される方策として、本株式交換比率を是認するものである。

以上で述べた事情を総合的に勘案し、本株式交換の条件（交換比率を含む。）の公正性は確保されていると認める。

(iv) 本株式交換が少数株主にとって不利益でないと認められるか

諮問事項(i)から(iii)までで検討を要請されている事項が、本株式交換が少数株主にとって不利益でないと認められるかを検討する際の考慮要素になるものとする。そして、諮問事項(i)から(iii)までについて、いずれも問題があるとは考えられないことは前述のとおりである。

以上から、本株式交換は少数株主にとって不利益なものでないと認められる旨の意見を答申する。

② 利害関係を有する取締役及び監査役を除く取締役及び監査役全員の承認

北弘電社の取締役のうち、宮路憲輔氏は、現に三菱電機において役職を有しており、高橋龍夫氏及び松下義保氏は、三菱電機の出身者であるため、利益相反の疑義を回避する観点から、2024年1月9日開催の北弘電社の取締役会における本株式交換に関する議案は、北弘電社の取締役のうち、馬淵直樹氏及び廣部眞行氏の2名が審議し、その全員の賛成により行った上で、取締役会の定足数を確保する観点から、上記5名の取締役のうち、過去に三菱電機の役職員たる地位を有していたにとどまり、相対的に利益相反関係が低いと考えられる取締役高橋龍夫氏及び松下義保を加えた計4名の取締役が参加して審議し、改めて当該取締役4名の全員一致により決議を行っております。また、北弘電社の監査役のうち、長谷政紀氏は現に三菱電機において役職を有しており、樋口博之氏は三菱電機との間で継続的な取引関係があり、樋口博之氏は過去において三菱電機と一定の関係があったものと認められるため、利益相反の疑義を回避する観点から、上記馬淵直樹氏及び廣部眞行氏の2名による審議及び決議並びに上記4名の取締役による審議には参加せず何らの意見表明も行っておりません。他方、過去に三菱電機と一定の関係があったにとどまり、相対的に利益相反関係が低いと考えられる監査役樋口博之氏については、上記4名



の取締役による審議には参加し、当該決議に異議がない旨の意見を述べております。

別紙 3 (株式交換完全子会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容)

(添付のとおり)

# 事 業 報 告

(自令和4年4月1日 至令和5年3月31日)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

新型コロナウイルス感染症における行動制限の緩和などにより、景気は持ち直しております。一方でウクライナ情勢などの長期化に伴うエネルギー価格や原材料価格の高騰、急激な円安など、依然として先行きは不透明な状況が続いております。また、民間設備投資の増加、観光、個人消費や雇用動向は持ち直しの動きが見られるものの、公共工事の減少、生産活動に弱い動きが見られるなど、依然として不透明感が強く、今後の経済活動を注視していく必要が生じております。

このような状況の中、当社は、大型太陽光設備等の大口案件の売上計上額の減少により、売上高は133億1百万円で前年比20.7%の減収となりました。

しかしながら、売上高は減少したものの、損益につきましては、太陽光案件における工事損失引当金繰入額の減少等により、損失額が大幅に減少し経常損失は20億64百万円で前年比5億24百万円の増益、当期純損失は28億80百万円で前年比93百万円の減益となりました。

以上のような状況をうけまして、当事業年度におきましては、財務体質及び内部留保の改善、事業展開の充実を図るために、誠に遺憾ながら配当を見送らせていただくことといたします。

部門別の状況は次のとおりであります。

#### 【屋内配線工事】

大型太陽光発電設備等の大口案件の売上高減少により、売上高は72億53百万円となり、前年比42億7百万円（36.7%）の減収となりました。

#### 【電力関連工事】

地中線工事及び発電電工工事の増加により、売上高は42億28百万円となり、前年比3億80百万円（9.9%）の増収となりました。

#### 【FA住宅環境設備機器】

F A ・設備機器物件の増加により、売上高は12億29百万円となり、前年比2億12百万円（20.9%）の増収となりました。

#### 【産業設備機器】

設備機器物件の増加により、売上高は5億90百万円となり、前年比1億53百万円（35.0%）の増収となりました。

部 門		前期 (第72期)		当期 (第73期)	
		売上高	構成比	売上高	構成比
		千円	%	千円	%
工 事 部 門	屋 内 配 線 工 事	11,461,831	68.4	7,253,907	54.5
	電 力 関 連 工 事	3,847,946	23.0	4,228,066	31.8
	小 計	15,309,778	91.3	11,481,973	86.3
商 品 販 売 部 門	FA 住 宅 環 境 設 備 機 器	1,016,870	6.1	1,229,219	9.2
	産 業 設 備 機 器	437,528	2.6	590,607	4.4
	小 計	1,454,399	8.7	1,819,827	13.7
合 計		16,764,177	100.0	13,301,801	100.0

(注) 部門別の金額は千円未満を切り捨てし、合計値は全てを集計の後、千円未満を切り捨てております。

**(2) 設備投資等の状況**

当期における重要な設備投資はありません。

**(3) 資金調達の状況**

当事業年度中に、所要資金として、金融機関より短期借入金として5,100,000千円の調達を実施いたしました。

その他の増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

**(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況**

該当事項はありません。

**(5) 他の会社の事業の譲受けの状況**

該当事項はありません。

**(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況**

該当事項はありません。

**(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況**

令和5年3月31日付で、大樹ソーラーファーム合同会社及びとちかちソーラーファーム合同会社の全社員持分を譲渡いたしました。

## (8) 財産及び損益の状況の推移

区 分	期 別	第70期	第71期	第72期	第73期
		平成31年4月から 令和2年3月まで	令和2年4月から 令和3年3月まで	令和3年4月から 令和4年3月まで	令和4年4月から 令和5年3月まで
受 注 高 (百万円)		13,118	19,737	10,404	12,926
売 上 高 (百万円)		15,565	10,042	16,764	13,301
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (百万円)		500	△816	△2,588	△2,064
当期純利益及び当期純損失(△) (百万円)		326	△3,270	△2,787	△2,880
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△) (円)		518.29	△5,184.59	△4,419.92	△4,568.11
純 資 産 (百万円)		6,413	3,109	208	△2,638
総 資 産 (百万円)		10,006	10,412	9,186	7,415

(注) 第71期の数値は、過年度決算訂正後の数値を記載しております。

## (9) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス禍からの社会経済活動の正常化が進みつつある中、景気は緩やかに回復基調に復帰することが見込まれます。しかしながら、ロシア・ウクライナ情勢及び急激な円安によるエネルギー価格の高騰、慢性的な労働者不足や建設資材価格の高騰による建設コストの上昇など、当社を取り巻く経営環境は、従来にも増して厳しく不確実な状況にあります。

当社はこのような状況に対処するため、引き続き以下の項目について従来以上の強化・徹底に努めてまいります。

- ①働き方改革の推進
- ②適正な受注量と利益率の向上
- ③現場教育体制強化による若手技術者の早期育成
- ④コンプライアンスと安全確保への取り組みの徹底
- ⑤コア事業の維持推進と成長戦略の推進・実行
- ⑥パートナー企業との関係強化による施工体制の強化

また、第72期において、太陽光発電所建設工事及びその他の一部の案件において不適切な会計処理の疑義が生じ、特別調査委員会の設置及び調査が行われた結果、過年度有価証券報告書等の一部訂正を行っております。当社は、特別調査委員会の調査報告書による原因分析及び提言を真摯に受け止め、以下の再発防止策を取締役会で決定し、施策の実行を継続しております。

①大型案件等重要案件の管理強化

- ・現場代理人の補助者の設置をはじめ、管理職による現地へのより頻度の高い視察、工事部長による下請業者との協議等、現場代理人への適切なサポートとフォローが可能な体制、当該案件を担う事業部だけでなく会社全体でサポートを行う体制を構築し、運用しております。
- ・大型案件、特殊案件に特化した、より水準の高い管理体制について定めた「大型案件等の管理に関する管理規程」を制定し、厳格な運用を行っております。

②実行予算変更に関する仕組みの整備と教育

- ・実行予算の変更漏れを防止するため、変更の基準を明確化するなど、「受注工事管理規程」を改訂いたしました。
- ・実行予算の変更漏れがあった場合、早期に発見するため、管理部門である経理業務部が主体となり、内部牽制の仕組みを整備いたしました。
- ・一定期間にわたり収益を認識する工事における実行予算変更の要件、手順、変更の重要性、実行予算の適時での確実な変更が与える影響及び具体的な見積りの考え方について、会計上の理解を深めるための講習会を実施いたしました。

③管理部門及び取締役会によるリスク管理・モニタリングの強化

- ・管理部門が実行予算の管理について主体的に関与し、特に大型案件等重要案件に関しては、現場の状況を直接的に把握するため、工事部門に定期的なヒアリングを実施する等により深化した管理体制を構築し、運用しております。
- ・工事原価の計上に関しては、予算の厳しい案件に関して、経理業務部が主体となり、複数の部門がその正当性をチェックする仕組みを構築し、運用しております。
- ・内部監査部門において、内部監査実施時に大型案件等重要案件のフォロー体制、工事原価の正当性に関する監査項目の充実を図るため、各部門の管理職へのヒアリングをスタートさせ、問題解決のため、監査方法を一部見直したほか、監査項目も追加いたしました。
- ・取締役会や経営会議においては、監督機能を適切に発揮すべく大型案件等重要案件について、毎月のフォローの実施と問題の有無に関わらず、進捗確認の継続的なヒアリング等によりモニタリングを強化するため、業務執行状況の報告を義務化し、活発な意見交換を行っております。

④契約に依拠したリスク管理

- ・重要案件に関連する契約については、弁護士等の専門家によるチェックを受けることを制定した「大型案件等の管理に関する管理規程」内に規程化いたしました。
- ・元請業者との契約内容も踏まえて、下請業者との契約書の内容を確定し、契約履行中において実施内容が変更になった場合の元請業者・下請業者との適切な交渉を可能にするための契約をすることによって、リスクに対する備えの充実を図りました。

⑤意識改革と責任の明確化

- ・各階層の役割と責任を明確化するため、「大型案件等の管理に関する管理規程」を制定し、大型案件等重要案件の主管部門を明確にしたことや、毎月開催の進捗フォロー会議並びに取締役会、経営会議での進捗確認、業務執行状況の報告を徹底することにより、業務を安易に他人任せにせず、常に主体的に関与をしていく意識が醸成されるよう図ってまいりました。
- ・工事原価付替は決して行ってはならないとの強いトップメッセージを発信した上で、工事案件がたとえ赤字であっても原価の付替を絶対にやってはいけないとの教育を実施したことに加え、管理・監督者に対しては、工事原価付替を含むコンプライアンスと会計上のルールに関して、部下への指導状況を確認いたしました。

なお、当事業年度末において2,638百万円の債務超過となりましたが、コア事業の収益性の維持・拡大、更なるコスト圧縮等の収益力の改善や現在検討中である資本政策を早期に実施することにより、当該債務超過を解消するよう努めてまいります。

株主の皆様には、多大なご迷惑とご心配をおかけしておりますこと、改めて深くお詫び申し上げます。当社では、再発防止策に最優先で取り組み、信頼回復に努めてまいりますので、何卒ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

#### (10) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

#### (11) 主要な事業内容

部 門		主 要 製 品 ・ 事 業 内 容
工 事 部 門	屋 内 配 線 工 事	ビル・建築物の電気設備工事、上下水道・各種産業機械プラントの設備工事、太陽光発電設備工事
	電 力 関 連 工 事	送電線工事、地中送電線・地中配電線・地中通信線工事、 発・変電所の電気設備工事、建築物の空調自動制御システム工事、 情報通信ケーブル工事
商 品 販 売 部 門	FA住宅環境設備機器	標準機器製品、冷暖房設備、太陽光発電設備、ヒートポンプ、ビル電源機器、電子機器等販売
	産 業 設 備 機 器	電力設備機器、発電機車、情報通信システム、電線類及び管路材料等販売

#### (12) 主要な事業所

名 称	所 在 地
本 社	札幌市中央区北11条西23丁目2番10号
支 社	函館（函館市）、旭川（旭川市）、東京（東京都台東区）、 釧路（釧路市）、帯広（帯広市）、苫小牧（苫小牧市）

#### (13) 従業員の状況

従 業 員 数		前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数	
男	子 189名	5名減	44.6歳	16.5年	
女	子 32名	1名減	43.7歳	13.6年	
合 計 又 は 平 均		221名	6名減	44.5歳	16.0年

(注) 上記には、嘱託社員25名を含みますが、使用人兼務取締役2名は含んでおりません。

#### (14) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社北洋銀行	4,400,000千円
株式会社三菱UFJ銀行	700,000千円
計	5,100,000千円

#### (15) その他会社の現況に関する重要な事項

##### 【継続企業の前提に関する重要事象等】

当社は、当社ビジネス統括本部内線統括部の太陽光発電所建設工事の工事コストの大幅な増加などにより、前事業年度まで2期連続して営業損失、経常損失及び当期純損失を計上致しました。また、同案件のコスト増の影響により、当事業年度においても営業損失2,059,254千円、経常損失2,064,358千円、当期純損失2,880,902千円を計上し、2,638,814千円の債務超過となりました。このため、当社の資金繰り計画に重要な影響があることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在していると認められます。

当社は、当該状況を解消すべく、以下の対応策を実行し収益力の改善及び長期資金の確保に努めてまいり所存であります。

##### ① 収益力の改善

当社の損失計上の原因は、特定の太陽光発電所建設工事に関わる案件の工事コストの増加であり、当該案件を除く他案件の収益性は引き続き維持していることから、当該案件のコスト増を抑制しつつ他案件で確実に利益を確保することにより業績の回復を図ります。加えて、顧客・株主を含めた関係者・取引先との連携を深め、そこから創出される新たな売上拡大と利益の上積みによって更なる改善に向けて既存事業の強化を図り、営業利益率5%台の確保と再生可能エネルギー事業の拡大と新たな営業地域の拡大を目指してまいります。

##### ② 長期資金の確保

取引金融機関に対し適時に当社の経営状況及び財政状態を報告し、ご理解を得ることによって良好な関係を維持し資金調達による長期資金の確保に引き続き努めてまいります。また、財政状態の改善を企図して、連携強化を前提とした顧客・株主を含めた関係者との資本関係の増強、資金繰りへの協力、事業連携等の可能性を検討していくこととしており、関係者に支援の要請を申し入れる等協議を進めてまいります。

しかしながら、上記対応策は実施途上であり、関係者との合意が得られておらず取引金融機関の融資の判断も確定していないため、現時点においては継続企業の前提に関する不確実性が認められます。

なお、計算書類等は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する不確実性の影響を計算書類等に反映しておりません。



## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 2,280,000株  
(2) 発行済株式の総数 650,000株  
(3) 株主数 1,182名 (前期末比27名増)  
(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
三菱電機株式会社	173,600 <sup>株</sup>	27.52 <sup>%</sup>
Black Clover Limited	27,500	4.36
北弘電社従業員持株会	26,390	4.18
株式会社北洋銀行	14,500	2.29
株式会社北海道銀行	12,000	1.90
株式会社月寒製作所	10,700	1.69
須田忠雄	8,400	1.33
株式会社菱弘電設	8,000	1.26
能美防災株式会社	7,160	1.13
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (退職給付信託口・株式会社弘電社口)	7,000	1.10

(注) 当社は自己株式19,345株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率については、自己株式を控除して算出しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役（令和5年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	高橋 龍夫	
取 締 役	馬 淵 直 樹	ビジネス統括本部長
取 締 役	松 下 義 保	管理統括室長
取 締 役	宮 木 一 郎	三菱電機株式会社 北海道支社長
取 締 役	廣 部 眞 行	弁護士 イオン北海道株式会社 社外取締役
常 勤 監 査 役	樋 口 博 之	
監 査 役	桶 谷 治	弁護士
監 査 役	長 谷 政 記	三菱電機株式会社 関係会社部 経営企画担当部長

- (注) 1. 取締役 宮木一郎、廣部眞行の両氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役 樋口博之、桶谷 治、長谷政記の3氏は、社外監査役であります。  
 3. 取締役 廣部眞行氏、監査役 桶谷 治氏は、札幌証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
 4. 当事業年度中の監査役の異動  
 当事業年度中に辞任した監査役  
 (氏 名) (辞任時の地位及び担当及び重要な兼職の状況) (辞任年月日)  
 西 村 盛 監査役 三菱電機株式会社 関係会社部 経営企画担 令和4年6月29日  
 当部長  
 監査役 西村 盛氏は社外監査役でありました。

##### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

##### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することになる損害賠償金、争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役及び当社監査役であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

#### (4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

##### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

##### イ. 取締役の報酬等の額又はその決定方法に関する方針

当社は、取締役の報酬等の決定に関する方針を企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能するよう定めており、その内容は基本報酬、業績連動報酬、退職慰労金で構成しております。

決定方法は、報酬委員会において検討・起案、報酬委員会が代表取締役社長に答申し決定しております。

##### ロ. 取締役の報酬等の算定方法（割合の決定を含む）に関する方針

取締役の基本報酬は、当社の事業規模や役職に応じた報酬水準、社員賃金とのバランス及び役職毎の業績への貢献度を勘案し決定しております。

取締役の業績連動報酬は、会社業績（税引後利益等）並びに各取締役の業績への貢献度を勘案し、基本報酬の15%を目安に決定し、通常の業績連動報酬で反映しきれない顕著な業績があった場合は更に基本報酬の10%以内を限度に加算できることとしております。

取締役の退職慰労金は、「役員退任慰労金規程」に基づき、基本報酬、在任期間、業績への貢献度を勘案して決定しております。

##### ハ. 取締役の報酬等の支給時期又は条件に関する方針

取締役の報酬等は、年間額を12等分し、毎月の報酬として支給しております。

##### 二. 取締役の報酬等の決定の委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長 高橋龍夫に対し、各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績を勘案しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役が最も適していると判断したためであります。

##### ② 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員 の員数（人）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外 取締役)	33 (3)	33 (3)	— (—)	— (—)	6 (1)
監査役 (うち社外 監査役)	14 (14)	14 (14)	— (—)	— (—)	2 (2)

(注) 1. 上記のうち、使用人兼務取締役に対する使用人給与及び賞与相当額は含まれておりません。

2. 取締役及び監査役の金銭報酬の額は、平成8年6月28日開催の第46回定時株主総会において、取締役は年額1億5千万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）、監査役は年額3千万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は10名（うち、社外取締役は1名）、監査役の員数は2名です。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

- ・取締役 宮木一郎氏は、三菱電機株式会社の北海道支社長であります。また、監査役 長谷政記氏は、三菱電機株式会社の関係会社部経営企画担当部長であります。当社は、三菱電機株式会社の持分法適用会社であります。
- ・取締役 廣部眞行氏は、イオン北海道株式会社の社外取締役であります。イオン北海道株式会社と当社との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

区分	氏名	出席状況、発言状況及び社外取締役として期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	宮木一郎	当期開催の取締役会12回の全てに出席いたしました。 三菱電機株式会社北海道支社長としての豊富な経験・実績に基づき、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に企業経営、経営戦略について専門性と知見を活かした監督、助言等を行うなど、社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。
社外取締役	廣部眞行	当期開催の取締役会12回の全てに出席いたしました。 弁護士としての豊富な経験と幅広い見識や他社での社外取締役の経験に基づき、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に弁護士としての専門的な立場から役員報酬の決定方針や内部通報制度をはじめとするコンプライアンス対応について監督、助言等を行うなど、社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。
社外監査役	樋口博之	当期開催の取締役会12回の全てに出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また、当期開催の監査役会11回の全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	桶谷治	当期開催の取締役会12回の全てに出席し、取締役会の意思決定の適正性を確保するため、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また、当期開催の監査役会11回の全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	長谷政記	令和4年6月の監査役就任以降、当期に開催された取締役会10回の全てに出席し、取締役会の意思決定の適正性を確保するため、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また、当期開催の監査役会7回の全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

監査法人銀河

(注) 当社の会計監査人でありましたEY新日本有限責任監査法人は、令和4年6月29日開催の第72回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

### (2) 会計監査人の報酬等の額

- ① 当社が支払うべき報酬等の額 29,000千円
- ② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 29,000千円

(注) 1. 当監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社の基本方針である「企業理念」「行動規範」のもと、取締役及び使用人が法令・定款及び社会倫理を遵守するため、「コンプライアンス規程」により、運営管理強化を行う。
- ② コンプライアンス規程に則って設置した「コンプライアンス委員会」において、コンプライアンス上の重要な問題等を審議し、コンプライアンス体制の維持・向上を図り、啓蒙教育を実施する。
- ③ 当社は、内部通報規程を制定し、当社における法令違反等を早期に発見する体制を整備するとともに、通報者が不利な取扱いを受けないように保護規定を設け適切に運用する。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報を適正に記録し、法令及び「文書管理規程」等に基づき、定められた期間、保存及び管理を行う。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 取締役会を原則毎月1回定時に開催するほか、必要に応じ適宜臨時に開催するものとし、取締役は、業務の執行状況を定期的又は必要に応じて適宜報告する。
- ② 受注検討会を経て受注候補となった「大型案件」及び「特殊案件」に関しては、執行役員以上が出席する経営会議にて受注活動の有無を検討し、活動対象とした場合には、更に取締役会にて受注可否の判断を行う。受注後は、案件毎に全社的なプロジェクトを設置し、リスクの適正な管理及び業務の円滑な運営を図るため「大型案件等の管理に関する管理規程」を定め、規程に従ったリスク管理体制を構築している。
- ③ 不測の事態が発生した場合には、取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会を原則毎月1回定時に開催するほか、必要に応じ適宜臨時に開催するものとし、取締役は、業務の執行状況を定期的又は必要に応じて適宜報告する。
- ② 取締役会は、経営の最高意思決定機関として、法令、定款に定める事項及びその他業務執行に重要な事項を決議し、また、取締役及び執行役員の業務執行状況を監督する。
- ③ 取締役会の決定に基づく業務執行については、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定める。

### (5) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

親会社及び子会社から成る企業集団がないため、該当事項なし。

### (6) 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人を置ませんが、監査役が要請を行った場合には、内部監査部門所属の使用人に、監査業務に必要な事項を命令することができることとする。

#### (7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役より監査業務に必要な指示を受けた使用人は、その指示に関して取締役の指揮命令を受けないものとする。
- ② 当該使用人は当社の就業規則に従うが、当該使用人の指揮命令権は各監査役に属するものとし、異動・処遇（人事評価を含む）等の人事事項については監査役と事前協議の上、実施するものとする。

#### (8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、全社的に重大な影響を及ぼす事項について、速やかに監査役に対し報告を行うものとする。
- ② 当社は、監査役への報告を行った通報者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないように保護規定を設け適切に運用する。

#### (9) その他監査役の実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、必要に応じて会計監査人から会計監査の内容、内部監査部門から業務監査の内容について説明を受けるとともに、情報の交換など連携を図るものとする。
- ② 監査役は、必要に応じ、弁護士等の外部専門家に助言等を求めることができ、その費用は会社が負担するものとする。

#### (10) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 主な会議の開催状況として、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるため、当社と利害関係を有しない社外取締役及び社外監査役が出席の上、取締役会を12回開催いたしました。また、監査役会は11回、経営会議は20回、コンプライアンス委員会は2回開催いたしました。
- ② 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、内部監査部門、会計監査人との間で意見交換を行い、情報交換等の連携を図っております。
- ③ 内部監査部門は、内部監査活動計画に基づき、当社の各部門の業務監査及び内部統制監査を実施いたしました。

#### (11) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方と整備状況

当社は、反社会的勢力排除に向けた体制として、「コンプライアンス規程」及び「反社会的勢力との関係遮断に関する規則」を定め、それを基に総務部を事務局とする推進体制を構築し、反社会的勢力からの接触及び不当要求に対して迅速に対応できる体制を整備して反社会的勢力との絶縁を実践しております。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

# 貸借対照表

(令和5年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
<b>流動資産</b>	<b>6,255,078</b>	<b>流動負債</b>	<b>9,384,896</b>
現金預金	1,465,617	支払手形	515,254
受取手形・完成工事未収入金等	4,289,671	工事未払	523,619
商品	121,327	買掛金	896,536
未成工事支出金	49,956	短期借入金	5,100,000
前渡金	28,984	リース負債	23,381
前払費用	20,576	未払金	1,047,517
立替金	46,720	未払費用	18,549
その他	302,605	未払法人税等	11,855
貸倒引当金	△70,383	未成工事受入金	401,115
<b>固定資産</b>	<b>1,160,276</b>	前受入金	15,968
<b>有形固定資産</b>	<b>802,431</b>	賞与引当金	23,968
建物	403,195	工事損失引当金	92,073
構築物	9,320	工事補償損失引当金	34,453
機械及び装置	20,175	損害賠償損失引当金	337,537
車両運搬具	0	<b>固定負債</b>	<b>669,273</b>
工具、器具及び備品	14,617	リース負債	35,091
土地	335,788	繰延税金負債	24,878
リース資産	19,334	長期預り保証金	10,777
<b>無形固定資産</b>	<b>52,096</b>	退職給付引当金	583,726
ソフトウェア	18,162	役員退職慰労引当金	14,800
リース資産	33,831	<b>負債合計</b>	<b>10,054,169</b>
電話加入権	102	<b>純資産の部</b>	
<b>投資その他の資産</b>	<b>305,748</b>	<b>株主資本</b>	<b>△2,695,122</b>
投資有価証券	246,089	資本金	840,687
関係会社株式	18,942	資本剰余金	687,108
出資金	2,547	資本準備金	687,087
従業員に対する長期貸付金	710	その他資本剰余金	21
破産更生債権等	466,864	<b>利益剰余金</b>	<b>△4,192,781</b>
長期前払費用	27	利益準備金	77,935
会員権等	7,340	その他利益剰余金	△4,270,716
その他	15,542	別途積立	2,371,262
貸倒引当金	△452,314	繰越利益剰余金	△6,641,978
<b>資産合計</b>	<b>7,415,354</b>	<b>自己株式</b>	<b>△30,136</b>
		評価・換算差額等	56,307
		その他有価証券評価差額金	56,307
		<b>純資産合計</b>	<b>△2,638,814</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>7,415,354</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。



# 損 益 計 算 書

(自令和4年4月1日 至令和5年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高	11,481,973	13,301,801
完成工事高 商品売上高	1,819,827	
売上原価	12,337,636	13,833,960
完成工事原価 商品売上原価	1,496,324	
売上総損失	855,662	532,159
完成工事総損 商品売上総利	323,503	
販売費及び一般管理費		1,527,094
営業外損益		2,059,254
受取利息	682	98,341
受取配当金	75,139	
受取賃貸料	4,747	
保険解約返戻金	2,890	
雑収入	14,881	
営業外費用	88,440	
支払利息	14,535	
雑支出	469	
経常損失		2,064,358
特別利益		278,530
固定資産売却益 その他の関係会社有価証券売却益	248,365	
特別損失		1,106,976
過年度決算訂正関連費用	6,000	
投資有価証券評価損	24,330	
損害賠償損	1,071,958	
ゴルフ会員権売却損	833	
固定資産売却損	3,853	
税引前当期純損失		
法人税、住民税及び事業税	△11,902	2,892,805
当期純損失		△11,902
		2,880,902

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(自令和4年4月1日 至令和5年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
						別途積立金	繰越利益 剰余金	
当 期 首 残 高	840,687	687,087	21	687,108	77,935	2,371,262	△3,761,076	△1,311,878
当 期 変 動 額								
当期純損失(△)							△2,880,902	△2,880,902
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)								
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	-	-	△2,880,902	△2,880,902
当 期 末 残 高	840,687	687,087	21	687,108	77,935	2,371,262	△6,641,978	△4,192,781

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 変 動 額					
当期純損失(△)		△2,880,902			△2,880,902
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			33,951	33,951	33,951
当 期 変 動 額 合 計	-	△2,880,902	33,951	33,951	△2,846,950
当 期 末 残 高	△30,136	△2,695,122	56,307	56,307	△2,638,814

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

### 2. 継続企業の前提に関する注記

当社は、当社ビジネス統括本部内線統括部の太陽光発電所建設工事の工事コストの大幅な増加などにより、前事業年度まで2期連続して営業損失、経常損失及び当期純損失を計上致しました。また、同案件のコスト増の影響により、当事業年度においても営業損失2,059,254千円、経常損失2,064,358千円、当期純損失2,880,902千円を計上し、2,638,814千円の債務超過となりました。このため、当社の資金繰り計画に重要な影響があることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在していると認められます。

当社は、当該状況を解消すべく、以下の対応策を実行し収益力の改善及び長期資金の確保に努めてまいり所存であります。

#### (1) 収益力の改善

当社の損失計上の原因は、特定の太陽光発電所建設工事に関わる案件の工事コストの増加であり、当該案件を除く他案件の収益性は引き続き維持していることから、当該案件のコスト増を抑制しつつ他案件で確実に利益を確保することにより業績の回復を図ります。加えて、顧客・株主を含めた関係者・取引先との連携を深め、そこから創出される新たな売上の拡大と利益の上積みによって更なる改善に向けて既存事業の強化を図り、営業利益率5%台の確保と再生可能エネルギー事業の拡大と新たな営業地域の拡大を目指してまいります。

#### (2) 長期資金の確保

取引金融機関に対し適時に当社の経営状況及び財政状態を報告し、ご理解を得ることによって良好な関係を維持し資金調達による長期資金の確保に引き続き努めてまいります。また、財政状態の改善を企図して、連携強化を前提とした顧客・株主を含めた関係者との資本関係の増強、資金繰りへの協力、事業連携等の可能性を検討していくこととしており、関係者に支援の要請を申し入れる等協議を進めてまいります。

しかしながら、上記対応策は実施途上であり、関係者との合意が得られておらず取引金融機関の融資の判断も確定していないため、現時点においては継続企業の前提に関する不確実性が認められます。

なお、計算書類等は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する不確実性の影響を計算書類等に反映しておりません。

### 3. 重要な会計方針に係る事項

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
- ① その他有価証券
    - イ. 市場価格のない株式等以外のもの
      - 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出しております。）
    - ロ. 市場価格のない株式等
      - 移動平均法による原価法
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
- ① 商 品
    - 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
  - ② 未成工事支出金
    - 個別法による原価法
- (3) 固定資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産（リース資産を除く）
    - 定率法。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
    - なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
    - 建物 3年～50年
  - ② 無形固定資産（リース資産を除く）
    - 定額法を採用しております。
    - なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
  - ③ リース資産
    - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
    - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する定額法によっております。

#### (4) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金  
売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金  
従業員の賞与に充てるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。
- ③ 工事損失引当金  
受注工事に係る将来の工事損失に備えるため、当事業年度末において見込まれる未引渡工事の損失発生見込額を計上しております。
- ④ 工事補償損失引当金  
工事の完成に伴い、今後発生が予想される補償額について、当事業年度末において見込まれる将来の損失発生見込額を計上しております。
- ⑤ 損害賠償損失引当金  
太陽光発電所建設工事の遅延に伴い、今後発生が予想される補償額について、当事業年度末において見込まれる将来の賠償発生見込額を計上しております。
- ⑥ 退職給付引当金  
従業員の退職給付に備えるため、退職給付会計に基づく簡便法により、自己都合の期末要支給額を計上しております。
- ⑦ 役員退職慰労引当金  
役員の退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

#### (5) 収益及び費用の計上基準

工事契約に係る収益は、一定の期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を見積もり、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しています。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、工事原価総額に占める割合に基づいて行っております。

なお、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しています。

工事代金の対価は、引き渡し後概ね3ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれていません。

商品売上に係る収益は、顧客との販売契約に基づいて商品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点において、顧客が当該商品に対する支配を獲得した段階で、履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。ただし、商品の国内販売において、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合は、出荷時に収益を認識しております。

当社が代理人として関与したと判定される商品売上については、純額で収益を認識しております。

商品の対価は引渡後概ね3ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれていません。

#### 4. 会計上の見積りに関する注記

高山ソーラーヒルズ太陽光発電所工事における収益認識及び工事損失引当金

(1) 当年度の計算書類に計上した金額

工事損失引当金	187,165千円
完成工事高	1,638,072千円
工事損失引当金戻入額 (△)	△651,696千円
完成工事総損失	2,669,630千円

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 計算書類に計上した金額の算出方法

高山ソーラーヒルズ太陽光発電所工事の完成工事高は、収益及び費用の計上基準に記載のとおり、工事収益総額、工事原価総額及び発生した工事原価により履行義務の充足に係る工事進捗度を見積り、一定の期間にわたり収益を認識しております。また、工事損失引当金は、工事原価総額等が工事収益総額を超過すると見込まれる額のうち、既に計上された工事損益の額を控除した残額を同引当金として計上し、同引当金期首残高との差額を工事損失引当金繰入額として計上しております。

② 計算書類上に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

工事進捗度は、主として工事原価総額の変化によって重要な影響を受けております。工事原価総額の見積りにおける主要な仮定は、土木工事費用等を含む外注費と判断しております。

③ 翌年度の計算書類に与える影響

外注費は、気象条件や地理的要因、地中障害、工事従事者の不足等により変動し、不確実性を伴います。外注費が変化した場合、工事原価総額が増減し、工事進捗度の変化を通じて完成工事高に影響します。また、同様に工事損失引当金にも影響があります。

このように、外注費に伴う不確実性により、翌事業年度の収益認識及び工事損失引当金に重要な影響を与える可能性があります。

## 5. 貸借対照表に関する注記

(1) 受取手形裏書譲渡高	92,027千円
(2) 有形固定資産の減価償却累計額	1,645,152千円
(3) 関係会社に対する金銭債権債務は次のとおりであります。	
短期金銭債権	15,252千円
短期金銭債務	319,804千円

## 6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引は次のとおりであります。

営業取引による取引高	
売上高	59,154千円
仕入高	876,993千円
販売費及び一般管理費	13,848千円
営業以外の取引による取引高	
受取配当金	53,168千円
支払利息	998千円
支払保証料	14,535千円

## 7. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末日における発行済株式の数	普通株式	650,000株
(2) 当事業年度末日における自己株式の数	普通株式	19,345株
(3) 剰余金の配当に関する事項		
① 配当金支払額		
該当事項はありません。		
② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの		
該当事項はありません。		



## 8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別内訳

(繰延税金資産)

退職給付引当金	177,511千円
貸倒引当金	158,952千円
工事損失引当金	104,326千円
減損損失	103,910千円
損害賠償損失引当金	102,645千円
賞与引当金	27,999千円
投資有価証券評価損	13,555千円
工事補償損失引当金	10,477千円
役員退任慰労引当金	4,500千円
一括償却資産	1,874千円
未払事業税	1,167千円
繰越欠損金	2,282,062千円
その他	2,930千円
繰延税金資産小計	2,991,913千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△2,282,062千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△709,850千円
評価性引当額小計	△2,991,913千円
繰延税金資産合計	－千円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	24,878千円
繰延税金負債合計	24,878千円
繰延税金負債の純額	24,878千円

## 9. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しており、資金不足が生じた場合は銀行からの借入により資金を調達しております。

受取手形・完成工事未収入金等に係る顧客の信用リスクは、与信管理の規程に沿ってリスク低減を図っております。

また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

令和5年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び出資金等は、次表には含めておりません（注）参照。

また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形・完成工事未収入金等、支払手形、工事未払金、買掛金、短期借入金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券 その他有価証券	224,418	224,418	—

### (注) 市場価格のない株式等

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
非上場株式	40,613
出資金	2,547

### (3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	224,418	—	—	224,418

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

## 10. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出年金制度並びに退職一時金制度を設けております。(簡便法)

(2) 退職給付債務に関する事項 (令和5年3月31日)

退職一時金

退職給付債務 583,726千円

(退職給付引当金)

(3) 退職給付費用に関する事項

(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

イ. 退職一時金に係る退職給付費用 (簡便法) 51,161千円

ロ. 確定拠出年金への掛金支払額 21,880千円

---

退職給付費用計 73,041千円

## 11. 持分法損益等に関する注記

- |                        |          |
|------------------------|----------|
| (1) 関連会社に対する投資の金額      | -千円      |
| (2) 持分法を適用した場合の投資の金額   | -千円      |
| (3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額 | 24,071千円 |

## 12. 関連当事者との取引に関する注記

- (1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	資本金 (千円)	事業の内容	議決権等の 所有(被所有) 割合	関係内容	
					役員の 兼任等	事業上の関係
その他の 関係会社	三菱電機株式会社 (東京都千代田区)	175,820,770	電気機械器具 製造販売	被所有 直接 27.67%	転籍3名 同社従業員 兼任2名	電気設備工事の受注並びに商品の仕入 (販売代理店・特約店)
取引の内容		取引金額 (千円)		科目		期末残高 (千円)
営業取引	商品の売上	4,893		売掛金		959
	完成工事高	28,685		完成工事未収入金		363
	商品の仕入 (外注費を含む)	946,762		買掛金		318,450
	受取手数料 (商品売上原価)	69,768		その他流動資産		5,711
	運賃保管料他	13,848		未払金		1,353
債務被保証	債務被保証額	1,400,000		—		—
	支払保証料	14,535		—		—

(注) 上記金額のうち、取引金額には消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

### 取引条件ないし取引条件の決定方針等

- 電気設備工事の受注は、当社から見積書を提示し、請負金額を交渉の上、決定しております。
- 商品の仕入(仕入割戻を含む)及び販売、電気工事材料他の仕入は、市場価格を参考に交渉の上、決定しております。
- 受取手数料及び運賃保管料他は、他の代理店と同様に、同社の定める料率によっております。
- 当社の金融機関からの借入れについて、債務保証を受けております。取引金額には、対象となる被債務保証の事業年度末残高を記載しております。また、当社の信用力を勘案し、交渉の上決定した保証料を支払っております。

## (2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	資本金 (千円)	事業の内容	議決権等の 所有(被所有) 割合	関係内容	
					役員の 兼任等	事業上の関係
その他の 関係会社 の子会社	三菱電機住環境システムズ株式会社 (東京都台東区)	2,627,000	照明電材住宅 設備機械販売	なし	なし	商品の販売並びに 商品の仕入
取引の内容		取引金額 (千円)		科目		期末残高 (千円)
営業取引	商品の売上	474		売掛金		275
	商品の仕入	4		—		—

(注) 上記金額のうち、取引金額には消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

取引条件ないし取引条件の決定方針等

商品の仕入（仕入割戻を含む）及び販売は、市場価格を参考に交渉の上、決定しております。

## (3) 関係会社

属性	会社等の名称	資本金 (千円)	事業の内容	議決権等の 所有(被所有) 割合	関係内容	
					役員の 兼任等	事業上の関係
関連会社	とかちソーラーファーム合同会社 (札幌市中央区)	15,000	電気設備工事	なし	なし	電気設備工事の受注並びに保守点検
取引の内容		取引金額 (千円)		科目		期末残高 (千円)
営業取引	保守点検	17,380		—		—

(注) 上記金額のうち、取引金額には消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

取引条件ないし取引条件の決定方針等

保守点検の受注は、当社から見積書を提示し、請負金額を交渉の上、決定しております。

属性	会社等の名称	資本金 (千円)	事業の内容	議決権等の 所有(被所有) 割合	関係内容	
					役員の 兼任等	事業上の関係
関連会社	大樹ソーラーファーム合同会社 (札幌市中央区)	9,000	電気設備工事	なし	なし	電気設備工事の受注並びに保守点検
取引の内容		取引金額 (千円)		科目		期末残高 (千円)
営業取引	保守点検	8,195		—		—

(注) 上記金額のうち、取引金額には消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

取引条件ないし取引条件の決定方針等

保守点検の受注は、当社から見積書を提示し、請負金額を交渉の上、決定しております。

### 13. 収益認識に関する注記

#### (1) 収益の分解情報

当社の官民別、収益認識の時期別の収益の分解と主たる工事と商品販売との関連は次のとおりであります。

(単位：千円)

	報告セグメント				
	屋内配線工事	電力関連工事	F A住宅環境設備機器	産業設備機器	計
官民別					
官公庁	917,977	21,351	4,249	—	943,577
民間	6,335,929	4,206,715	1,224,970	590,607	12,358,223
計	7,253,907	4,228,066	1,229,219	590,607	13,301,801
収益認識の時期					
一時点で移転される財	828,574	627,880	1,217,661	590,607	3,264,724
一定期間にわたり移転されるサービス	6,425,332	3,600,186	11,558	—	10,037,077
計	7,253,907	4,228,066	1,229,219	590,607	13,301,801

#### (2) 収益を理解するために基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項 (5) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

当事業年度における顧客との契約から計上された債権、契約資産及び契約負債の期首及び期末残高は下記のとおりです。なお、貸借対照表上、債権及び契約資産を「受取手形・完成工事未収入金等」に、契約負債は「未成工事受入金」及び「前受金」に含めております。

また、当事業年度に認識された収益のうち期首現在の契約負債に含まれていた金額は42,812千円であります。

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	3,533,212
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	2,894,140
契約資産（期首残高）	1,696,182
契約資産（期末残高）	1,395,530
契約負債（期首残高）	49,659
契約負債（期末残高）	416,989

② 残存履行義務に配分した取引価格

当年度末現在における残存履行義務に配分された取引価格の総額は8,998,444千円であり、当社は、当該残存履行義務について、履行義務の充足に連れて主に1年～3年の間で収益を認識することを見込んでおります。

14. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	△4,184円24銭
1株当たり当期純損失	4,568円11銭

15. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書

令和5年5月25日

株式会社 北 弘 電 社  
取 締 役 会 御 中

監査法人 銀 河  
北海道事務所

代 表 社 員 公 認 会 計 士 木 下 均  
業 務 執 行 社 員  
業 務 執 行 社 員 公 認 会 計 士 弓 立 恵 亮

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社北弘電社の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、前事業年度まで2期連続して営業損失、経常損失及び当期純損失を計上した。また、当事業年度においても営業損失、経常損失及び当期純損失を計上し、債務超過となった。このため、会社の資金繰り計画に重要な影響があることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。



#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監 査 報 告 書

当監査役会は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第73期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事象については認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の遂行についても、継続的に改善が図られているものと認めます。

なお、事業報告に記載されていますとおり、第72期において太陽光発電所建設工事等の不適切な会計処理の疑義が生じ、特別調査委員会を設置し、調査が行われました。当社は、特別調査委員会の調査報告書による原因分析及び提言を真摯に受け止め、再発防止策について検討を重ね、取締役会において大型案件等重要案件の管理強化、実行予算変更に関する仕組みの整備と教育、管理部門及び取締役会によるリスク管理・モニタリングの強化など再発防止策を決定いたしました。当監査役会としましては、当該再発防止策が当社において確実に実行され、更なる改善が図られるよう、継続して監視し、検証して参ります。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 監査法人銀河の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

なお、当社には「継続企業の前提」に注記がしております。

令和5年5月29日

株式会社 北 弘 電 社 監査役会

常勤監査役 (社外監査役)	樋 口 博 之 ㊟
監査役 (社外監査役)	桶 谷 治 ㊟
監査役 (社外監査役)	長 谷 政 記 ㊟

以 上